

# 米原市総合計画

---

データ版

平成19年9月



## 『自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち』をめざして

わたしたちのまち米原市は、平成17年（2005年）、山東町・伊吹町・米原町・近江町の4つのまちが二度の合併を経て誕生しました。

いま、日本は、少子高齢化と人口減少社会へと移行し、グローバル化や都市間競争など大きな時代の変革期を迎えています。さらに地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が上下から対等な関係へ、地方自治の現場を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体の果たす役割と責任はますます大きくなっています。



こうした時代に向き合うなか、誰もが住みなれた地域で、いきいきと暮らし続けることができる社会の実現を目指し、米原市は自立していく自治体として生まれ変わろうとしています。

米原市自治基本条例では、地方分権時代の新しい自治を進めるうえで、基本としなければならない理念、まちづくりのルールを謳っています。

このまちづくりのルールに基づいた「米原市総合計画」を策定し、米原市ならではの魅力と個性あるまちづくりの歩みを始め、10年後の姿を『自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち』と決めました。

合併新市から市民都市米原を目指し、市民の皆さんや地域・事業者との連帯と協働による米原スタンダードモデルを確立し、多様な主体が市民サービスを担う新たな自治・豊かな自治を育んでいきましょう。

この総合計画の策定には、総合計画審議会委員の皆様から地域資源の有効活用と地域経営、「選択と集中」のまちづくり、市民視点に立った貴重なご意見やご提言をいただきました。慎重にご審議いただいた審議会の皆様、市議会の皆様ならびに貴重なご意見をいただきました多くの市民の方々に心から感謝申し上げます。

平成19年（2007年）9月

米原市長 平尾道雄

## 目 次

I	まちの憲法 ～米原市自治基本条例～	1
	前 文	2
	『ホテルのように小さな輝きが集まって 大きな感動を生むまち』を目指して	
	第1章 自治基本条例の位置づけ	3
	第2章 自治基本条例の基本原則	4
II	計画の策定にあたって	5
	第1章 計画策定の意義	6
	第2章 計画の構成	7
	第3章 米原市の広域的位置づけ	8
	第4章 米原市をとりまく社会の動向	10
	第5章 米原市の特性	13
	第6章 まちづくりの課題	16
III	基本構想	21
	第1章 基本理念と将来像	22
	第2章 将来人口	26
	第3章 将来の都市構造	27
	第4章 政策の大綱	30
IV	基本計画	39
	まちの体力アップ戦略	41
	第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち	49
	第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち	57
	第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち	65
	第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち	71
	第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち	79
	政策実現のための都市経営	87
	参考資料	93





**I まちの憲法**  
**～米原市自治基本条例～**

## 『ホタルのように小さな輝きが集まって 大きな感動を生むまち』

### ～ 市民が創る 市民のための物語 ～

わたしたちのまち“まいばら”は、水と緑に恵まれた自然の恵みが受けられる宝石箱のようなまちです。伊吹山をはじめとする山々から豊かな清流が天野川へ流れ、そして母なる琵琶湖へと注がれます。

この澄んだ流れをはじめ、市内のあちらこちらでホタルという小さな命が誕生し、やがて光となり、その光が光を呼びあい、大きな光となって、満天の星空のごとく光り輝き、わたしたちを癒し・照らし続けます。

この総合計画は、米原市の将来を見据えた物語です。そして、この物語の主人公は市民です。

物語は、主人公であるホタル<sup>①</sup>が誕生することから始まります。

ホタルは、誕生してから光り輝くまで長い月日が必要です。その長い月日の間、土や水の中でいつか輝くことができる日のために力を蓄え、そしてその力が満ちたとき、ようやく小さな一粒の光となります。

ホタルの光は小さく、はかないものです。しかし、この小さな光は次々と誕生し、その光はみずから輝き、別の光に受けいられ、やがて光と光が共鳴しあい、星座の一団のように光り輝きます。<sup>②</sup>

ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル、大きい光や小さい光、いろいろな種類のいろいろな光がお互いを認め合い<sup>③</sup>、助けあい、結集する<sup>④</sup>ことで、一粒の光から大きな輝きとなって、永遠に輝き続けることができる力<sup>⑤</sup>となるのです。

光り輝くホタル、すわなちそれは、“まいばら”で「生まれ・住み・学び・働き・歳を重ねていく」わたしたちのことであり、わたしたちが結束し輝くことによって、大きな感動を生むまち“まいばら”が誕生するのです。

さあ、いよいよ“まいばらストーリー”の幕開けです。わたしたちは、お互いに個性を認めあい、手を取りあい、助けあい、結集しあって、みんなで永遠に輝き続けることができる素晴らしい“まいばらステージ”を創っていきましょう。

#### －物語の解説－

**この物語は、まちづくりの  
主役である市民を、米原市を  
代表する生物の一つである  
「ホタル」にたとえ、まちづ  
くりのルール「米原市自治基  
本条例」の5原則を表現した、  
新しい米原市を創るための出  
発物語です。**

#### ①『市民主権』

まちづくりの主役である市民を、ホタルに例えています。

#### ②『情報の共有』

市民と行政が持つ情報を提供しあうことで、情報を共有し、そこから交流が生まれることを例えています。

#### ③『多様性の尊重』

他を認め合い、共存することを例えています。

#### ④『役割分担と協働』

このまちに住み、働き、学ぶ人が協力しあい、一つの目標に向かって進むことを例えています。

#### ⑤『持続的発展』

50年・100年後も変わらずに続くまちづくりに取り組むことを、永遠に輝き続ける光に例えています。



## 第 1 章 自治基本条例の位置づけ

社会や経済状況などが激変する今日、人の価値観も“ものの豊かさ”から“心の豊かさ”、“量”から“質”へと変化し、市の施策も市民生活重視、地域密着の方向へと転換する必要があります。このような時代の流れを受け、米原市においても新しい自治のスタイルを確立することが必要となってきました。そこで、米原市のまちづくりをどのように進めていくのかという方向性を示した『米原市自治基本条例』を平成 18 年 7 月に制定しました。

この条例は、市民、地域、事業者等および市との協働によって、米原市に住み、働き、学ぶすべての人々が、自ら考え、行動し、協力しながら魅力あるまちをつくっていくための大切な「まちづくりのルール」、すなわち「まちづくりの憲法」ということができます。

自治基本条例は、米原市の 50 年、100 年後の未来を見据えた変わることのないまちづくりの理念を示したものであり、総合計画は、自治基本条例の理念に基づき、向こう 10 年間のまちづくりの到達目標を示したものです。

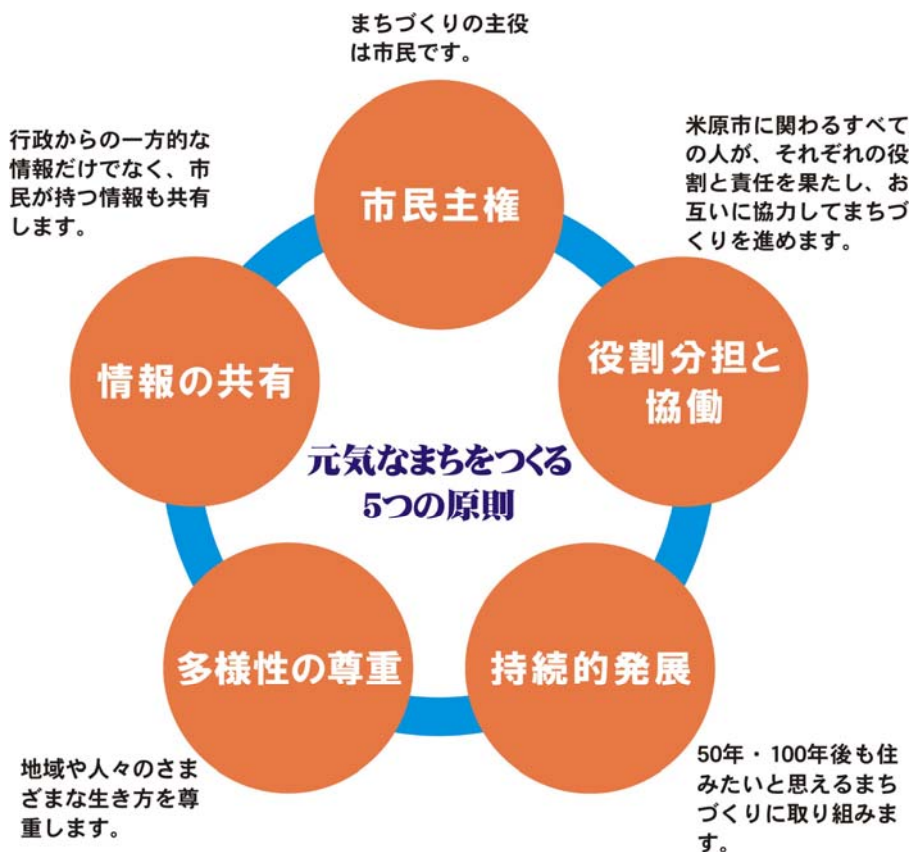
この総合計画では、米原市のまちづくりの理念に基づき、10 年後の米原市をどのように実現していくかという目標を描いています。

## 第2章 自治基本条例の基本原則

この条例には、まちづくりを進めていく中で欠かせない5つの基本原則が定められています。

これからは、この5つの原則をもとに、市民、地域、事業者等および市との協働でまちづくりを進めていきます。

図表 自治基本条例の原則



## Ⅱ 計画の策定にあたって

## 第1章 計画策定の意義

### 二度の合併

- H17.2.14 山東町・伊吹町・  
米原町の合併。  
H17.10.1 米原市・近江町の  
合併。

### ICT

#### Information and

#### Communication Technology

の略。情報・通信に関連する  
技術一般の総称である。従来  
ひんぱんに用いられてきた

「IT」とほぼ同様の意味で用  
いられるもので、「IT」に替わ  
る表現として日本でも定着し  
つつある。

### グローバル化

経済活動や文化・芸術などの  
交流が地球規模で広がるこ  
と。

本市は、古来からヤマトタケルノミコトの神話や息長族の繁栄、交通の要衝としての中世・近世の歴史など、文化・経済にわたって強い結びつきを持ち、市民の日常生活でも相互の交流が活発な4つの町(山東町・伊吹町・米原町・近江町)が二度の合併\*を経て、平成17年に誕生したまちです。合併前には、この4つの町が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげてきました。新しく誕生した米原市では、この成果を引き継ぎ、貴重な資源を地域の連携で活かし、市内各地域の良さを活かした発展や一体感を醸成していく取り組みが必要となっています。

一方、近年、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、国・地方の財政の硬直化、本格的なICT\*社会の到来、経済のグローバル化\*の急速な進展、地球環境問題の深刻化など、時代の転換期を迎えています。

このような背景を受け、本市では地域の活力と存在価値を高めながら、市民、地域、事業者等および市がともに地域の振興や地域社会の課題解決に取り組み、協働のまちづくりを推進することが求められています。

本計画は、こうした時代の潮流に対応するとともに、米原市自治基本条例の理念に基づき、市民・地域・事業者等および市と協働によるまちづくりを進めるための指針として策定するものです。

## 第2章 計画の構成

### 1. 計画の名称

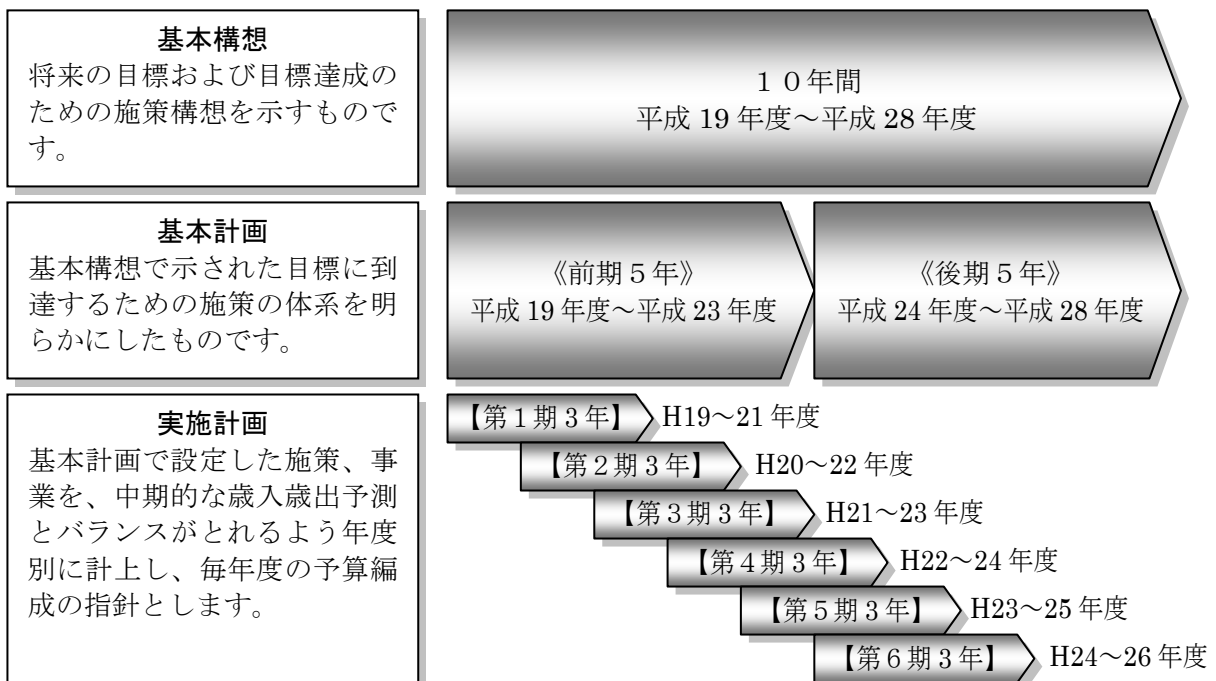
この計画の名称は「米原市総合計画」とします。

### 2. 計画の期間

この計画の期間は平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10年間とします。ただし、社会経済状況の大きな変動に対して柔軟に対応し、計画の見直しを行うこともあります。

### 3. 計画の構成

この計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されます。



注：第10期まで策定します。

## 第3章 米原市の広域的位置づけ

### ゼロエミッション

廃棄物0(ゼロ)の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想。

### 環境こだわり農業

琵琶湖や周辺環境への負荷を削減し、自然環境と調和の取れた農業生産と消費者が求めるより安心安全な農産物を供給する農業。

### 3K産業

環境・健康福祉・観光産業。

### BI産業

バイオ・IT産業。

### 健康いきいきクオリティライフ

年をとっても寝たきりになることなく、いつまでも健康で元気な生活が送れること。

## 1. 国および滋賀県における地域の整備方向

国の全国総合開発計画(第5次)・近畿圏基本整備計画(第5次)・中部圏基本開発整備計画(第4次)および滋賀県中期計画では、米原市をとりまく地域の整備方向について次のように位置づけており、本市は近畿圏と中部圏の重なる重要な地域とされています。

図表 国・滋賀県の計画の概要

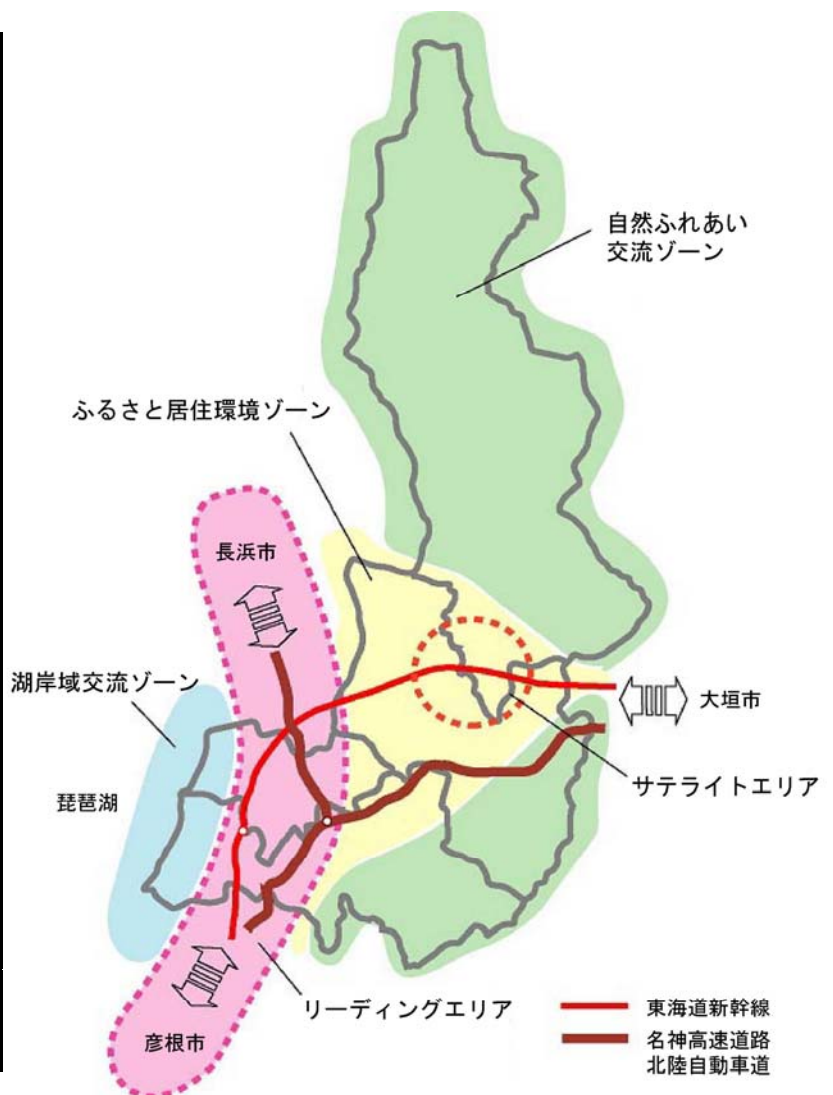
	全国総合開発計画	滋賀県中期計画
策定期期	平成10年3月	平成15年10月
基本目標	多極型国土構造の形成をめざす「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。	自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀
地域の整備方向・基本戦略	<p>&lt;琵琶湖などの地域の将来像&gt;                      関西との適切な機能分担と連携を図り、経済、文化、学術、研究開発、観光などの様々な面で緊密なネットワークを形成しながら、地域の自立的発展を促進することにより、西日本国土軸の形成に資する。</p>	<p>&lt;基本戦略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○流域全体で取り組む琵琶湖とその生態系の保全・回復</li> <li>○ゼロエミッション<sup>※</sup>型地域モデルの構築</li> <li>○環境こだわり農業<sup>※</sup>への転換と農山村風景の保全</li> <li>○大学の集積を活かした滋賀3K産業<sup>※</sup>・BI産業<sup>※</sup>の創出</li> <li>○自然と人にマッチした交通・情報基盤の整備</li> <li>○自然の力を活かした新エネルギーの開発・導入</li> <li>○自然や地域に学び世界にはばたく人材の養成</li> <li>○健康いきいきクオリティライフ<sup>※</sup>の創造</li> <li>○子どもと障害者や高齢者が輝く地域社会の構築</li> <li>○犯罪に遭いにくく、災害への備えのある安全な地域社会の構築</li> </ul>
	近畿圏および中部圏整備計画	
策定期期	平成12年3月	
連携軸の形成	<p>&lt;福井・滋賀・三重連携軸の形成&gt;</p> <p>福井から琵琶湖周辺を経て伊勢湾に至る地域については、交通利便性・産業集積・自然環境などを活かし、都市機能・産業機能・学術研究機能などの諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって、地域の活性化、近畿圏と中部圏の連携の強化を図り、福井・滋賀・三重連携軸を形成する。</p>	

## 2. 琵琶湖東北部地域における位置づけ

琵琶湖東北部新広域市町村圏計画および琵琶湖東北部地方拠点都市地域基本計画の中で、本市は、長浜市と彦根市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジ、東海道新幹線停車駅を有し、琵琶湖東北部地域の中でも中核的な立地の優位性を持っていることから、中心的な都市機能の強化を図る「リーディングエリア」の真ん中に位置づけられるとともに、その東西には「湖岸域交流ゾーン」、「サテライトエリア」、「ふるさと居住環境ゾーン」、「自然ふれあい交流ゾーン」が位置づけられ、これらが調和した魅力的な地域として期待されています。

図表 琵琶湖東北部新広域市町村圏計画の概要

策定期期	平成13年3月	
対象地域	米原市・彦根市・長浜市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町	
将来像	自然と歴史・文化が息づく心ふれあう環境創造圏	
目標人口	平成22年 およそ35万人	
基本となる6つの目標	ひとと自然が共生する圏域づくり ひとにやさしく、人権文化が息づく圏域づくり 豊かな地域資源を活かし、ひとを育み、文化の輪が広がる圏域づくり 活力に満ちた魅力あふれる圏域づくり やすらぎとゆとりを実感できる心ふれあう圏域づくり 快適な都市空間の創造による自立した圏域づくり	
ゾーン別の整備方向	都市創造ゾーン	
	リーディングエリア	彦根市から長浜市にかけての地域に、圏域の中心となる都市機能の強化・充実を進め、圏域の発展を牽引する。
	サテライトエリア	圏域の北部、中部、南部に各地域の中心となる拠点を形成し、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を進める。
	ふるさと居住環境ゾーン	良好な居住環境とともに、豊かな自然と歴史文化の中で美しい田園環境を活かした快適な生活空間を形成する。
	自然ふれあい交流ゾーン	豊かな自然と歴史文化に恵まれた山間地帯で、自然とふれあう「うるおい」と「やすらぎ」の交流ゾーンとして、多面的な活用を図る。
	湖岸域交流ゾーン	湖岸域とその周辺を含む地域で、湖と歴史文化(湖辺の道)を舞台とする交流の場を形成する。



## 第4章 米原市をとりまく社会の動向 【外部環境】

### 1. 価値観や生活様式の多様化

物質的な豊かさがほぼ達成され、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化し、それに伴い、生活様式は生活の質を重視する傾向が高まり、かつ、多様化・高度化しています。

人間関係も、従来の職業組織中心から家族・地域社会、そして考え方を共有する「知縁<sup>\*</sup>」といった新たな関係へと広がりを見せるようになり、ボランティア<sup>\*</sup>活動などによる社会参加が活発になってきています。

このような社会的ニーズの多様化に適切に対応していく一方、地域社会の自発性を一層尊重して、市民、地域、事業者等および市との新たな役割分担を築いていく必要があるといわれています。

#### 知縁

信条・関心・知識などを共有する共同体。

#### ボランティア

一般的に自由意志による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動をいう。

### 2. 少子・高齢社会の進行

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子高齢化が進み、人口は既に減少局面に入っており、今後高齢化は一層進行すると見込まれています。また、高齢社会においては、保健・医療・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化していきます。

一方では、元気な高齢者が知識や経験を活かし、社会の一翼を担っていきいきと就業や社会参加のできる社会の構築が求められています。

少子化の進行に対しては、国・地方自治体そして民間企業を通じての総合的な子育て支援策など、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりが必要となっています。

また、少子・高齢社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、その負担力に限界が現れ、今後あらゆる分野で社会システムや既存施策の見直しが必要になるといわれています。



### 3. 地方分権の進展

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」では、地域の自立の促進がうたわれ、個性的な地域間の連携と交流による国土づくりの方針が示されました。異なる自然環境、歴史、風土、文化を持つそれぞれの地域が、その個性を活かしたまちづくりに自主的に取り組むことで発展を図ろうとするものです。

平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画とそれに続く地方分権一括法の施行(平成12年4月)により、地方分権は新たな段階に入りました。地方自治体は国と地方との税財源再配分問題の解決とともに、地方分権への取り組みと受け皿の整備を進める必要があります。

### 4. 情報通信技術 (ICT) の時代

家庭や企業でのインターネットの普及率が年々増加する中で、国では電子政府、地方では電子自治体への整備が進められています。

電子自治体は、ICTを活用しての情報化・ネットワーク化によって、ワンストップサービスやノンストップ運用など、市民が必要な情報を提供していくことを目標としています。

これからは、市民が使いやすく分かりやすいサービスの提供を目指して、ICTの事務への活用などを進め、市からの情報提供だけでなく、ICTの双方向性を有効に活用していくことが必要です。

### 5. 経済低成長と産業再編の時代

日本は、バブル経済が崩壊して15年あまりが経過し、輸出の増加や生産の下げ止まりなどがありました。これからは緩やかな景気回復が期待されています。それでも、地域間格差や業種間格差・所得格差の拡大、個人消費の伸び悩みなど、真の景気回復には多くの課題が残されています。

国では、構造改革による経済の活性化を進めていますが、国民が豊かさを感じられるようになるには、まだ時間が必要です。

## 6. 地球環境の時代

---

地球温暖化の防止や環境に配慮した社会の構築など地球環境を守っていくことは、個人や地域だけでなく地球規模で取り組むべき緊急かつ重要な課題です。

近年、自然保護、大気・水質環境対策、資源の有効活用、ごみ処理問題の改善などに対する関心が高まり、幅広い活動が行われています。

これからも経済と環境の両立を考えながら、市民、地域、事業者等および市がそれぞれ身近な問題として真剣に取り組み、きれいなまち、美しい地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

## 7. 市民参画と協働の時代

---

市民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動など社会貢献活動の拡大が見られるなか、平成 10 年に特定非営利活動促進法(NPO 法)が施行されました。その後、市民活動の延長線上にある NPO<sup>※</sup>（民間非営利組織）などが、新たな市民サービスの担い手として注目され、その柔軟性や機動性を活かした多くの活動が生まれています。

これからは「自分でできることは自分で、地域でできることは地域で」というように、市民や地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう行政が積極的な支援を行い、市民、地域、事業者等および市が協働してまちづくりを進めていく必要があります。

### NPO

Non Profit Organization の略。市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体を指す。

## 第5章 米原市の特性

### 【内部環境】

#### 1. 米原市の強み

##### (1) 交通の要衝

東海道本線、北陸本線、東海道新幹線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。また、名神高速道路と北陸自動車道の2つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあり、さらに一般国道としては8号、21号、365号が通過しています。これらによって関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝となっています。

##### (2) 豊かな自然環境

日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林に蓄えられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。

伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホテル、醒井の梅花藻、ハリヨ、オオムラサキ、鮎などの生物やのどかな田園風景、里山など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫となっています。

##### (3) 情報基盤(ケーブルテレビ)

市内全域にケーブルテレビ(CATV)網を整備することで、身近なテレビ映像を通じた行政情報や市内の行事・話題などを市民に提供し、情報の共有による魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。さらに、インターネットの高速通信を可能とし、情報通信環境の充実を図っています。

##### (4) 地域の絆(地縁型社会)

本市は、古くから農林業等が中心であり、土地に定着して地域共同

体を作って暮らす「地縁社会」を形成していました。互いに労働を提供する「結（ゆい）」や「催合（もやい）」という共同作業の慣行が、地域の助け合いの源流として今も引き継がれています。

この絆は、今後のまちづくりの礎となる協働と参画の力となることが期待されます。

### (5) 歴史・文化資源

伊吹山と醒井の居醒<sup>いざめ</sup>の清水を舞台にしたヤマトタケルノミコト伝説や、古代豪族息長氏<sup>おきなが</sup>の舞台となるほか、中山道・北国街道・北国脇往還の各宿場など、古くから歴史文化のつながりをもっており、有形無形の歴史・文化資源が数多く残っています。

---

## 2. 米原市の弱み

---

### (1) 都市機能の集積

彦根市、長浜市、大垣市に挟まれており、商業・アミューズメント施設、ビジネス、高度医療、宿泊施設などの都市的機能の集積が弱く、人や企業を惹きつける魅力が形成されていません。

また、居住機能についても戸建て住宅の供給は進んでいるものの、マンションなど都心居住型住宅の供給が進んでおらず、居住機能のバリエーションが弱いため、隣接市などへの人口流出を招いています。

### (2) 都市基盤の整備

広域交通体系の充実に比べ、市内の都市基盤整備が遅れており、企業ニーズや転居を検討している人々のニーズに対応できないなど、交通結節点の機能を十分に活かし切れていません。

### (3) まちの一体感

合併による日が浅く、地域・集落間の一体感が不足しているため、米原市民としての一体感の弱さがあります。

#### (4) まちのブランド力

恵まれた立地特性から来る全国的な知名度に対し、都市イメージや産業イメージが乏しく、人や企業を惹きつける魅力（ブランド力）に欠けます。

#### (5) 健全な行財政運営

効率性の低さや縦割り意識の強い行政組織など、市民意識に立ったまちづくりの目標設定やまちづくりに対する責任体制の明確化が不足しています。

## 第6章 まちづくりの課題

第4章、第5章を踏まえ、まちづくりの課題を分析すると以下のとおりです。

		内部環境	
		米原市の強み	米原市の弱み
まいばら環境分析 と まちづくりの課題		(1)交通の要衝 (2)豊かな自然環境 (3)情報基盤（CATV） (4)地域の絆（地縁型社会） (5)歴史・文化資源	(1)都市機能の集積 (2)都市基盤の整備 (3)まちの一体感 (4)まちのブランド力 (5)健全な行財政運営
外部環境	<b>求められること(機会)</b> ● 地方分権の進展 ● ICTの時代 ● 産業再編 ● 市民参画と協働	<b>強みを活かして攻めること</b> ● 交流中核都市としての確かな成長 ● 産業の活性化と交流型産業基盤の整備 ● 豊かな自然環境と自然の恵みの活用 ● 次代を担う人材育成の推進 ● 市民と行政とのパートナーシップの確立	<b>弱みを改善すること</b> ● 人にやさしい都市基盤の整備 ● 災害に強い安心・安全な暮らしの実現
	<b>してはならないこと(脅威)</b> ● 少子高齢化 ● 経済低成長 ● 地球環境問題	<b>回避すること</b> ● 少子高齢化による地域活力の低下と財政需要の増大	<b>退くこと</b> ● 従来の行財政運営

### 1. 強みを活かして攻めること

#### (1) 交流中核都市としての確かな成長

本市は、長浜市、彦根市、大垣市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジや、東海道新幹線停車駅とJR・近江鉄道の各駅を有する立地条件に恵まれたまちであり、その高い可能性を十分活かし切る必要があります。

関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝という立地条件と産業文化交流の結節点という特徴を活かし、産業交流施設・商業施設・住宅などの基盤整備とそれに関連する道路整備を進めるなど、3つの地域の交流の結節点として確実に成長できるまちづくりに取り組む必要があります。

## (2) 産業の活性化と交流型産業基盤の整備

本市の産業構造は、農林水産業への就業が減少している反面、製造業などの第2次産業やサービス業などの第3次産業への就業が増加しています。農業は、兼業農家が多く、林業や水産業を取りまく環境も厳しい状況にあります。商業は、長浜市・彦根市・大垣市の商業圏に挟まれて、独自の商業圏を形成しにくくなっています。工業は、近年の企業進出によって生産額の増加をみることはできましたが、雇用は微増にとどまっています。

若者の多くが地域外に働く場を求めている現状を踏まえながら、交通の要衝を活かした交流型産業※振興と観光・交流との連携によって、観光ビジネスや各種サービス業などの誘致・育成、農林水産業や商工業などの振興に取り組む必要があります。

### 交流型産業

農業体験やグリーンツーリズム（農山漁村で楽しむゆとりある余暇）など都市と農村の交流に関わる産業。

## (3) 豊かな自然環境と自然の恵みの活用

本市は、水と緑に包まれ、貴重な生き物たちが生息する自然豊かなまちです。しかし、開発や生活排水・農業排水の影響などによって、森林や河川の環境の悪化が懸念されています。また、人工林の手入れ不足から荒廃している森林もみられます。

環境重視の経済活動や生活様式の転換途上であり、地域から地球的規模まで様々な環境問題が深刻になっている今日、私たちは、もう一度先人たちの知恵に学び、市民、地域、事業者等および市が一体となって、資源循環型社会※の構築を目指す必要があります。

そして、美しく豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、市民意識の高揚と生活スタイルの構築、調和のとれた土地利用や景観に配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

### 資源循環型社会

資源をできるだけ消費しない社会、不要物を出さない社会、あるいは処理処分しなくてはならない廃棄物の発生抑制がされている社会。

## (4) 次代を担う人材育成の推進

本市はこれまで、まちづくりは人づくりという視点のもとに、生涯学習のまちづくりを積極的に推進してきました。その拠点となる図書館・ホールなどの整備はもちろん、市民主体の生涯学習・生涯スポーツ活動を支援する人材の確保や仕組みづくりなどに取り組み、その結果、多彩な市民活動グループが誕生し、意欲的に活動しています。

今後も、一人ひとりが生涯にわたって学び、充実した暮らしやいきがいのある仕事、自分に合ったボランティア活動や個性ある地域づく

りに役立てられるよう、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場における主体的な生涯学習を推進し、地域文化の継承と創造を担う豊かな人材育成に取り組む必要があります。

また、少子化と並行し、子どもをとりまく環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て力の低下、夫婦共働き家庭の増加、幼稚園・保育園に加えて認定こども園の誕生、児童虐待の増加、ひとり親家庭の増加、子どもが関係する犯罪の発生など、分野や内容は様々です。

そうした環境の中で、明日の米原市を担う子どもたちがのびのびと個性を<sup>はぐく</sup>み、健やかに成長できるよう、安心して活動できる地域環境の形成とともに子どもや家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

### (5) 市民と行政とのパートナーシップの確立

地方分権の進展や厳しい財政状況の中では、「自分でできることは自分です、地域でできることは地域で行う、それでできないことは行政が支援する」という補完性の原理に立ちながら、共に考え、共に取り組む市民と行政とのパートナーシップによる「開かれた」まちづくりがこれまで以上に必要となります。そして行政の推進については、多様な市民参加を図る必要があります。

私たちは、集落を単位として、互いの顔が見える温もりのある市民自治を大切にしてきました。しかし近年、個人が活かされ楽しめる環境を求める人も増えている中で、意識の多様性を認め合いつつ、やるべきことは地域で話し合っ<sup>て</sup>決めていくという、成熟したコミュニティづくりが求められています。

また、自発的な関心や参加意欲に基づいたボランティア活動やNPO（民間非営利組織）、グループ活動などについても、まちづくりの活性化の上で役割を担っており、広域的な生活圏の中で活躍できる環境づくりが必要です。

---

## 2. 弱みを改善すること

---

### (1) 人にやさしい都市基盤の整備

本市は、豊かな水と緑に包まれ、多彩な自然特性をそなえたまちで



す。今後も、ゆとりとうるおいのある定住の場として発展していくためには、地域特性や新たなニーズに対応しながら、安全で快適に安心して暮らせる居住環境と都市基盤を築く必要があります。

だれもが居心地がよく、利用しやすく、出かけやすいといった視点に立ちながら、にぎわいのある市街地と、利便性の高い道路や高齢者も安心して外出できる地域交通体系の整備を進める必要があります。

また、良好な居住環境を築くため、上下水道、公園などの整備を進めるとともに、情報通信技術（ICT）の利用格差の解消や、地域特性に対応した利雪・克雪対策※を推進する必要があります。

#### 利雪・克雪

利雪とは、降り積もった大量の雪を新しいエネルギーとして利用すること。  
克雪とは、降り積もった大量の雪から生活を守ること。

### (2) 災害に強い安心・安全な暮らしの実現

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、今後も、その自然と共生しつつ安全で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

東南海・南海地震防災対策推進地域※に指定されたことをはじめ、水害や土砂災害などの災害からも、市民の命と財産を守るため、だれもが安心して生活できるよう、災害に強い防災のまちづくりに取り組む必要があります。

#### 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があると国が指定した地域。

その中で公共施設などの避難施設の耐震機能を整備充実し、子どもから高齢者までのすべての市民を対象とした防災に関する啓発や情報提供を積極的に進め、市民主体の自主防災組織の育成を促進するなど、危機管理体制の充実に取り組む必要があります。

## 3. 回避すること

### (1) 少子高齢化による地域活力の低下と財政需要の増大

本市の高齢化率※は、全国や滋賀県の水準を上回っており、今後も高齢者の割合が増加していくことが予想されます。これまで介護予防や自立支援、いきがい交流の場など一定の整備を進めてきましたが、高齢者だけでなく、すべての市民が健康を守り安心して暮らすための環境が十分整っているとはいえません。特に市民アンケートの結果からも、医療体制の充実と高齢者などの福祉に対するニーズや期待は、非常に高いものがあります。

#### 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。

できるだけ多様な保健・医療・福祉・介護サービスが受けられるよ

### ネットワーク

個人やグループなどでの人のつながり。相互の交流や情報の交換網。網のように縦横に張り巡らされた組織や構造などをいう。

### 合計特殊出生率

女性が生涯で平均何人の子どもを生むかの数値であり、15歳から49歳までの全女性対象に、各年齢毎に子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し、合計することで得られる数値。人口維持のためには2.08以上が必要とされる。

う、基盤・人材・体制面での強化を図るとともに地域をつなぐ安心・安全のネットワーク※を築くなど、総合的な保健・医療・福祉・介護サービスを実現していく必要があります。

また、地域コミュニティへの参加という視点に立って、健康づくり、高齢者や障がい者の自立支援と社会参加の促進を図り、市民主体の地域福祉の充実に取り組む必要があります。

2005年の合計特殊出生率※は1.26に落ち込み、人口減少による地域活力の低下が懸念されます。出生率低下の原因は、教育や住宅事情などによる経済的・精神的負担、出産や育児と仕事との両立の難しさ、男女の晩婚化や独身志向、子育てをすることへの価値観の変化などが原因として考えられています。本市においては、地域の維持・活性化のため、若者や子育て家庭に対する施策として、安心して子どもを生み育てられるとともに若者が定住できるまちづくりを推進する必要があります。

---

## 4. 退くこと

---

### (1) 従来に行財政運営（持続可能な都市経営の推進）

少子高齢化の進行や地方税財政に関する「三位一体の改革」などに伴って財源確保が厳しくなっていく中で、これまで以上に行財政運営の効率化が求められています。特に市民アンケートの結果からも、行財政改革の推進を望む声と期待は非常に高いものがあり、最重要課題として取り組む必要があります。

市民にとって最適なサービスを提供するために限られた財源を効果的に使うことを基本として、行政が受け持つ役割を明確にしながら、合併による効果を最大限に活かしていかなければなりません。

スリムで政策形成能力の高い行政機構の確立と職員の資質向上を図るとともに、成果志向に立ちながらも市民の目線に立った心豊かな思いやりの心で、市民との信頼関係を築きながら、資金・人材・資源を最大限に有効活用する新たな行財政システムの構築に取り組む必要があります。

## III 基本構想

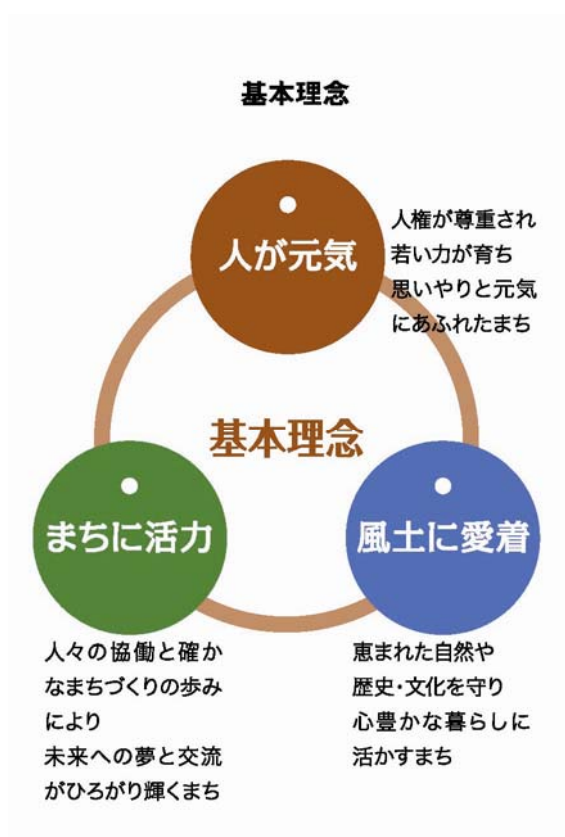
## 第1章 基本理念と将来像

### 1. 基本理念

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。古くから関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝として様々な歴史の舞台となり、行き来する人・モノ・情報が出会い、常に新たな地域文化を育み、美しい風土に溶け込ませてきました。また、人を大切にする温かい風土を培い、人々の協働によって、心豊かな暮らしを創造してきました。

本市においては、こうした地域固有の魅力を引き継ぎ、ゆとりと豊かさを実感できる安全・安心な住みよいまちづくりを進めるとともに、広域交通網が集積する立地の優位性を活かして交流型産業の振興を図り、多くの出会いと交流を広げるまちづくりを進める必要があります。

心豊かで未来に希望が持てるまちを目指すため、「人が元気」・「まちに活力」・「風土に愛着」の3つの基本理念を設定しました。



## ① 「人が元気」

～人権が尊重され 若い力が育ち 思いやりと元気にあふれたまち～

市民一人ひとりの人権が尊重され、心の豊かさが実感できるまちづくりを進めるためには、人づくりが最も重要となります。

本市においては、だれもが生涯にわたって学び、活躍することのできる環境を整え、心豊かな思いやりを育み、いきいきと元気にあふれた、人が主役のまちを目指します。

## ② 「まちに活力」

～人々の協働と確かなまちづくりの歩みにより 未来への夢と交流がひろがり輝くまち～

未来に希望の持てる輝いたまちにするためには、市民、地域、事業者等および市が相互に協調しあいながら、確かなまちづくりを継続していく協働社会を築くことが必要です。

市民や地域が主役となった個性のあるまちづくりによって、地域へ人々を惹きつけ、出会いと交流がひろがり、にぎわいと活気のあるまちを目指します。

## ③ 「風土に愛着」

～恵まれた自然や歴史・文化を守り 心豊かな暮らしに活かすまち～

恵まれた自然や歴史・文化は、市民の日常生活にうるおいとやすらぎをもたらす大切な財産です。

この大切な財産を、本市の宝として次世代に引き継ぐとともに、市民の心豊かな暮らしや本市の魅力・個性の創造を積極的に活かし、全国に発信していくまちを目指します。

## 2. 将来像

このような基本理念を踏まえながら、米原市の特徴を最大限に活かすことによって、本市ならではの魅力と個性のあるオンリーワンのまちづくりを目指し、10年後の本市のあるべき姿を表現した将来像を

自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち

とします。

### 循環型社会

大量生産・消費・廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

「自然きらめき」は、水と緑に包まれた豊かな自然を大切に守り、市民、地域、事業者等および市が一体となって循環型社会<sup>\*</sup>の構築に取り組むとともに、自然に包まれたやすらぎのある暮らしを創造していくことを目指しています。

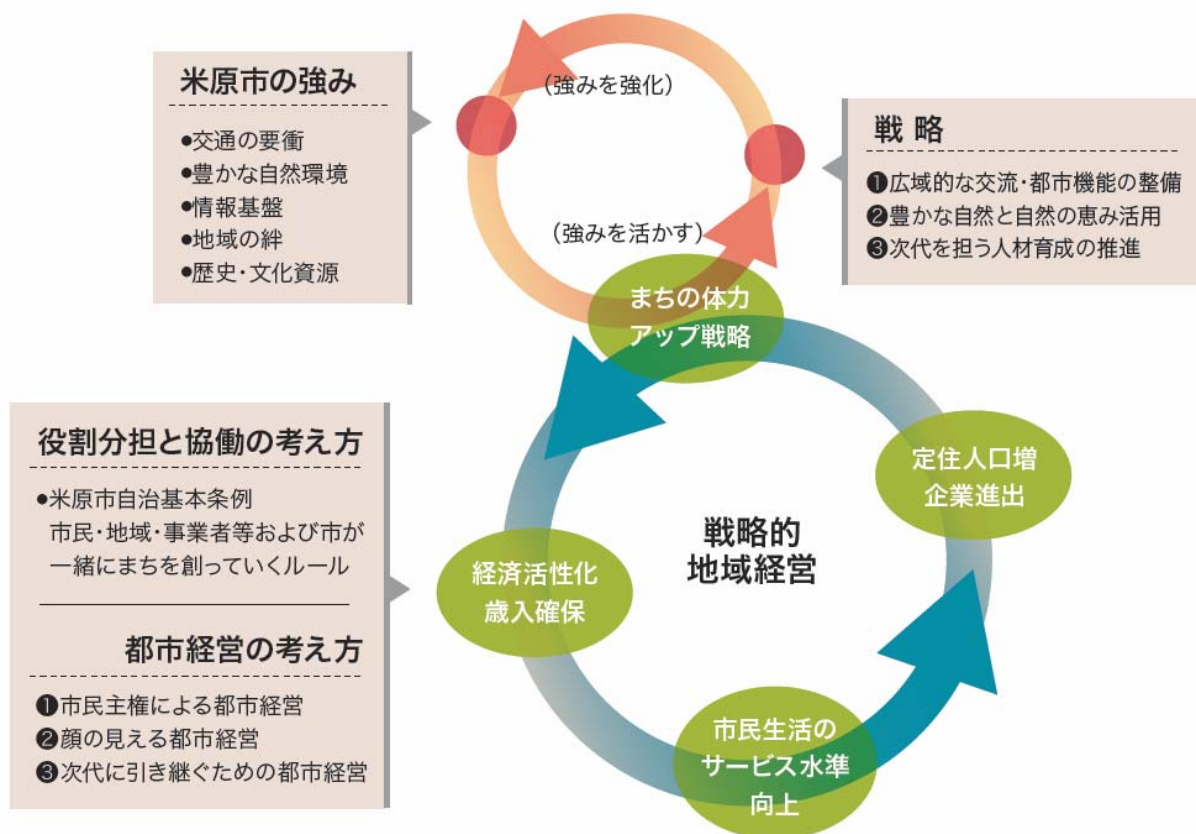
「ひと・まち ときめく」は、自らの地域課題を自ら解決していく市民自治のもとに、豊かな心を通わせ、いきいきと元気にあふれた、人が主役のまちを目指すとともに、地域の特性を活かした個性あるまちづくりによって、にぎわいと活気のあるまちを目指しています。

「交流のまち」は、関西・東海・北陸などを結ぶ交流の拠点となることを目指して広域的な交流機能と都市機能を高めるとともに、人・モノ・情報が出会い、新たな地域文化を創造・発信することを目指しています。

そして、将来像を実現するまちづくりのなかで、次代に引き継ぐことができる米原市を創造することが、市民、地域、事業者等および市の重要な使命となります。

### 3. 将来像実現への戦略

将来像を実現するために、地域を担う主体がその役割と協働のあり方を決め、その考え方に基づいてまちづくりを進めていきます。市民、地域、事業者等および市の役割分担と協働の考え方は、米原市自治基本条例に示されています。また、行政はその上に行財政改革を着実に進め、自治体経営の効率化を図っていきます。さらに、地域の特色、地域の強みを活かしたまちづくりから優先的に取り組むことにより、まちの体力を確保し、市民サービス水準の向上を図ります。市民生活のサービス水準の向上により人と企業を呼び込み、まちの体力の向上につなげるという戦略的地域経営を進めます。



## 第2章 将来人口

### 老年人口

65歳以上人口。

2005年推計による日本の50年後の将来総人口は、8,993万人(2005年1億2,777万人)になり、老年人口<sup>※</sup>も40.5%(2005年20.2%)になると推定されました。

こうした確実に進む少子高齢化の中で、市民が、今後も住み続けたいと思う施策の推進とともに、本市の魅力を発信し、都市圏からの移住者を受け入れるなど、現在の定住人口の維持を図り、目標人口を42,000人とします。

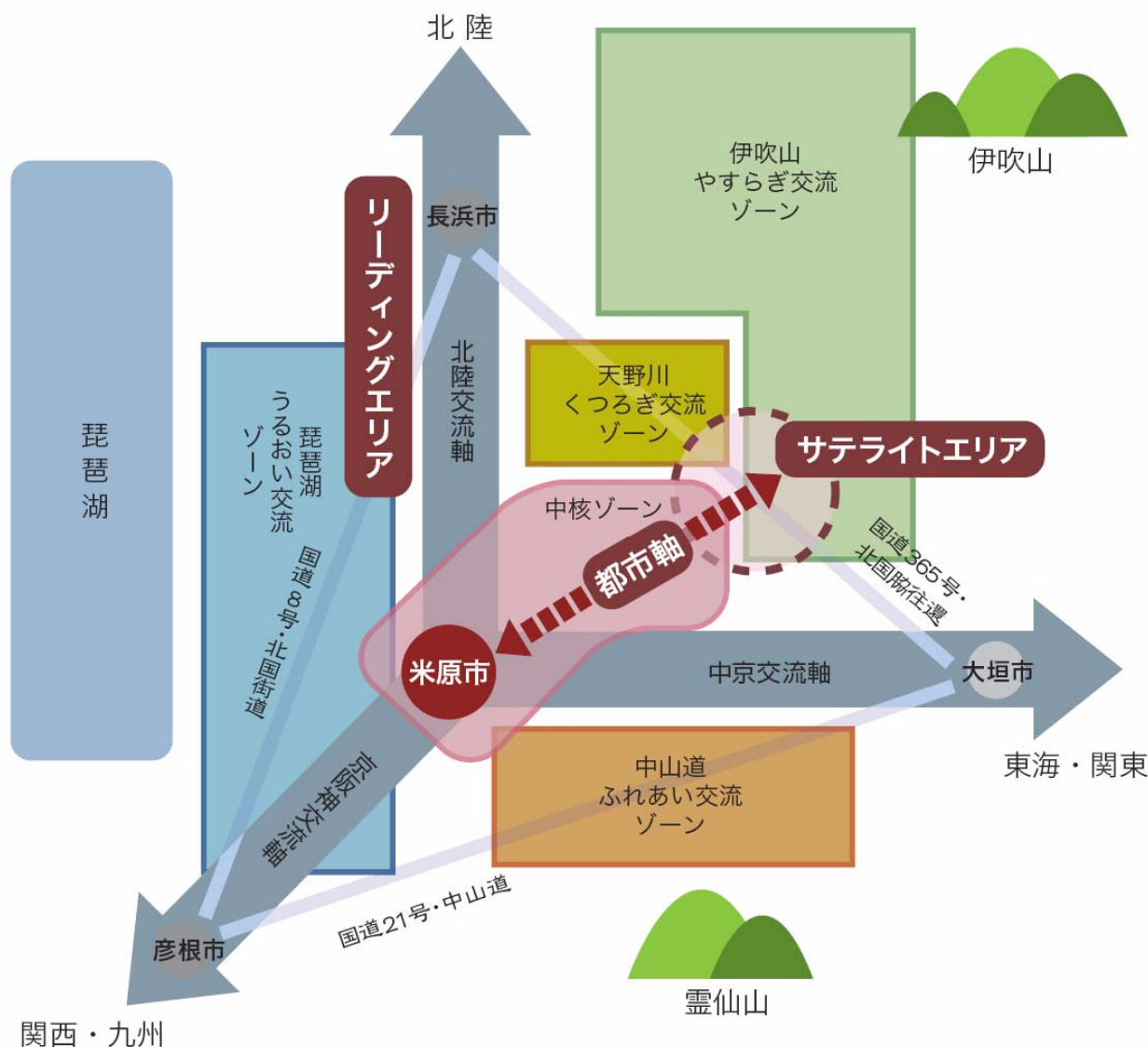
また、世帯数は宅地開発による増を見込み13,300世帯とします。



### 第3章 将来の都市構造

本市の自然的・歴史的・社会的特性を踏まえながら、関西・東海・北陸などへつながる産業交流や文化交流の促進の中でさらなる発展をとげ、調和のとれたまちとなるよう整備を進めていきます。

図 将来の都市構造



## 1. ゾーン別の整備方向

### ①中核ゾーン

広域交通網の結節点にふさわしい都市基盤整備を進め、行政・商業・産業交流・住宅・文化など多様な都市機能の集積を図るとともに、公園などうるおいのある都市環境の整備を進めます。また、各種公共施設の集積を活かし、安心していきいきと暮らす生活福祉の交流拠点として、教育文化・保健福祉などの市民サービス機能の強化やネットワーク化を図るとともに、だれもが利用しやすい環境整備を進めます。

また、豊かな自然や歴史文化資源を結ぶ環境と共生する軸を、天野川を中心とした環境軸として位置づけています。

### ②伊吹山やすらぎ交流ゾーン

豊かな自然を活かしたやすらぎ交流ゾーンとして、アウトドアスポーツや環境体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業の振興を図り、地球環境と国土を守る公益的な資源として豊かな森林を守り、活かします。

### ③中山道ふれあい交流ゾーン

街道などの歴史・文化とふれあう交流ゾーンとして、地域間交流やふるさと体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業・地場産業の振興を図ります。

### ④琵琶湖うるおい交流ゾーン

湖辺に面した地域として、環境と共生したうるおいのある居住環境の整備を進めるとともに、農業の振興や観光との連携、湖などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

### ⑤天野川くつろぎ交流ゾーン

伊吹山山麓から琵琶湖にひろがる、ふるさとの景観である田園・里山で形成される地域として、環境と共生をテーマとした居住環境の整備を進めるとともに、農業の振興や観光との連携、田園や丘などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

## 2. 交流軸の整備方向

### ①都市軸

市域を結ぶ都市軸として、国道 21 号バイパスや主要地方道山東本巢線などの整備を促進するとともに、交通の要衝という立地を活かした産業機能の集積を図ります。

### ②広域連携軸

長浜市・彦根市・大垣市との連携強化とともに、米原駅周辺の広域物流機能の充実、国道 8 号バイパス・国道 21 号バイパスなど広域幹線道路の整備促進、鉄道の利便性の向上などによって、関西・東海・北陸などとの交流機能を強化し、東西日本との交流がひろがる都市を目指します。

### ③歴史街道軸

北国街道・中山道・北国脇往還の歴史文化や景観を活かした交流を促進し、美しい風土に溶け込む新たな地域文化の発信を目指します。

## 3. 琵琶湖東北部における位置づけ

### ①リーディングエリア

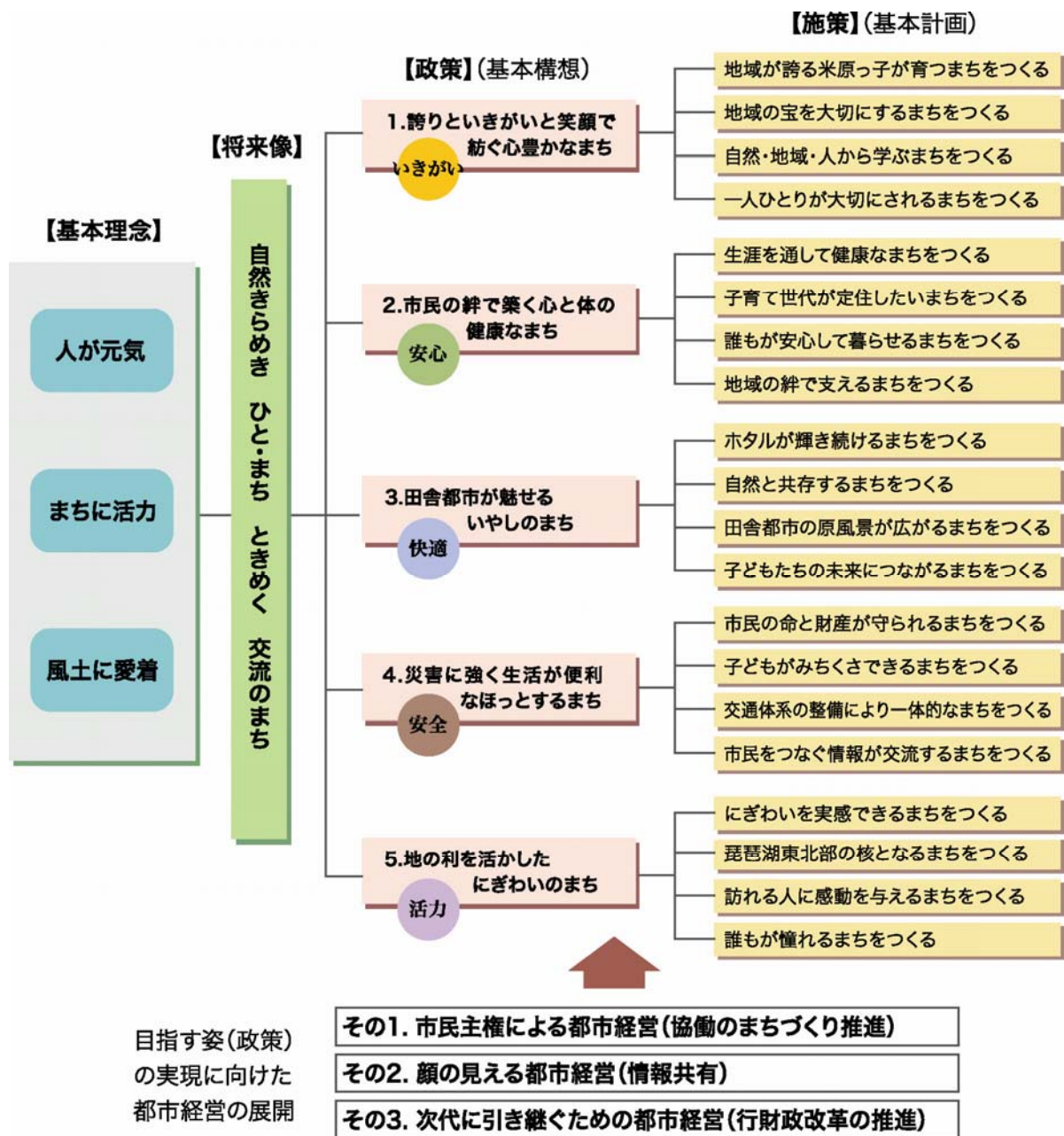
彦根市から長浜市にかけての地域に、圏域の中心となる都市機能の強化、充実を進め、圏域の発展を牽引<sup>けんいん</sup>します。

### ②サテライトエリア

圏域内の各地域の中心となる拠点を形成し、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を進めます。

## 第4章 政策の大綱

政策の大綱は、将来像を実現するための政策と、これを実現するための事業の集まりである施策などを整理し、将来像実現に向けての課題や、施策との関係などを明らかにするための基本的な枠組みにあたります。基本計画において、より詳細な施策体系が編成され、これに沿って、市民、地域、事業者等および市による協働のまちづくりが図られていくこととなります。



## 1. 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

『米原市民が、誇りといきがいと笑顔を持ち続け、精神的な豊かさを  
実感できるまちをつくります。』

いきがい

### ◇地域が誇る米原っ子※が育つまちをつくる

「自然から学ぶ」、「地域から学ぶ」、「人から学ぶ」という米原市の  
特性を十二分に活かした教育環境を整え、地域が誇る“米原っ子”が  
育つまちをつくります。

### ◇地域の宝を大切にすまちをつくる

市民一人ひとりが文化を創造する風土を形成するとともに、東西の  
文化の結節点で育まれた歴史的文化的資源を継承し大切にすまちを  
つくります。

### ◇自然・地域・人から学ぶまちをつくる

生涯教育においても「自然から学ぶ」、「地域から学ぶ」、「人から学  
ぶ」という基本姿勢のもとに、あらゆる世代がいきがいを持って暮ら  
していくために、すべての人が自己実現に取り組めるよう、ゆとりや  
個性、心の豊かさ、生きる力を重視した教育・学習ができるまちをつ  
くります。

### ◇一人ひとりが大切にされるまちをつくる

あらゆる市民が笑顔で自信を持って生活・活動できるよう、互いに  
認め合い、人権を大切にすまちをつくります。

わたしたちのまち“まいば  
ら”は、古くから京の都に入  
る東の玄関口として栄え、西  
と東を結ぶ中山道として発展  
し、さまざまな要人、旅人が  
行き交い、歴史・文化が通り  
過ぎていきました。今でもそ  
の足跡はあちこちに残され、  
懐かしい気持ちにさせてくれ  
ます。

そんな歴史の中で、人々の  
くらしとともにさまざまな祭  
りが生まれ、いまでもまちの  
心意気や人々のやさしさを伝  
えている祭りは、“まいばら”  
の宝であり、誇りです。

身近な祭りには自然への敬  
いや感謝の心があり、子ども  
の頃からそんな素朴な思いに  
ふれ、体験することで、“まい  
ばら”の宝を大切にすまち  
つくり、愛する気持ちを忘れず  
『誇りといきがいと笑顔いっ  
ぱい』の米原市を創ります。

歴史・文化

#### 米原っ子

自然から学ぶ、地域から学ぶ、  
人から学ぶというまちの特色  
を活かした教育環境で育った  
子ども。まちを愛し、人を愛  
し、郷土に誇りをもつ子ども  
たち。

# 安心

## 2. 市民の絆で築く心と体の健康なまち

『米原市民が、日々の生活を健やかに安心して暮らすことができ、やすらぎを実感できるまちをつくります。』

わたしたちのまち“まいばら”には、きれいな川にしか生息しない「ハリヨ」が棲んでいます。このハリヨの生息地は、滋賀県東北部と岐阜県西部に限られている珍しい魚です。珍しいのはその存在だけではありません。ハリヨは雌ではなく雄が子育てをします。

わたしたちは、今まで固定的な役割分担意識で男女ともに生活してきました。しかし、現在ではおじいちゃん、おばあちゃんとは別に住んでいる家庭、お父さんもお母さんも働きに出かけている家庭など、家庭環境も昔とは大きく変わり、子育て環境も変わってきました。

これからは、お父さんもハリヨのように子育てに参加してもらえ、お母さんも働きながら安心して子どもを産んで育てられる、そして子どもたちの笑顔があふれ、笑い声がこだまする『やすらげるまち』米原市を創ります。



### ◇生涯を通して健康なまちをつくる

全ての市民の「健やか」さを保つために、身体の病から身を守るための予防医療を推進するとともに、精神的な面からも病を遠ざけると考えられるいきがいつくりと連携して、病の少ない生涯を通して健康なまちをつくります。

### ◇子育て世代が定住したいまちをつくる

多様な市民ニーズに対応した保育サービスを展開するなど、地域における子育て支援の充実を図り、安心して子どもを産み、育てることができるまちをつくります。

### ◇誰もが安心して暮らせるまちをつくる

さまざまな活動の支援を進めるとともに、福祉サービスの充実を図り、高齢者が生涯にわたって健康で、これまで培ってきた経験や能力を活かしながらいきがいを持って暮らせるまちをつくります。

### ◇地域の絆で支えるまちをつくる

本市における公共の福祉、地域の福祉、家族の福祉のあり方を探り、特に地域の助け合い（共助）により、家族ではカバーしきれない、行政サービスでは行き届かない福祉を支え、安心して暮らすことができるまちをつくります。



### 3. 田舎都市\*が魅せるいやしのまち

『米原市民が、市民の財産である水と緑を誇りに思い、大切に残して、訪れる人を魅了する、いやしを実感できるまちをつくりまします。』

快適

#### ◇ホテルが輝き続けるまちをつくる

本市のブランドである水と緑を守るため、生活排水処理、ごみの減量化、環境美化などに協働で取り組んでいくとともに、省エネルギーや資源の再利用などを推進することによって、地球環境にも優しく、ホテルが輝き続けられるまちをつくりまします。

#### ◇自然と共存するまちをつくる

本市は、琵琶湖、伊吹山などの多様な自然資源がもたらす、うるおい・やすらぎなど様々な恩恵を身近に感じられるまちです。これらの自然環境は本市にとってかけがえのない財産であり、次世代に確実に引き継ぐために保全するとともに、生活とふれあうまちをつくりまします。

#### ◇田舎都市の原風景が広がるまちをつくる

生活の安定とさらなる向上を図るためには、良好で快適な生活環境が必要です。今後の新しい土地利用動向に対応して、総合的な土地利用を推進します。また、まちを取り巻く自然環境や歴史、気候などに馴染んだ景観形成により田舎都市の原風景が広がるまちをつくりまします。

#### ◇子どもたちの未来につながるまちをつくる

地球規模の環境については、身近な問題としてとらえにくい面がありますが、本市を取り巻く自然にも影響を及ぼし、それは産業、生活へも影響するという認識を持ち、地球規模で考え、地域で行動することの大切さを市民が共有し、子どもたちの未来につながるまちをつくりまします。

わたしたちのまち“まいばら”には、古くから神が棲む山として崇められてきた「伊吹山」がどっしりとそびえ、わたしたちを見守ってくれています。伊吹山の麓には伝説の湧水がいくつもあり、その湧水から清流となり、神秘的な湖「琵琶湖」へと流れつきます。

雄大な伊吹山、母なる琵琶湖の恩恵を受けて育ってきたわたしたちは、この恵まれた環境からたくさんのことを学んできました。自然を大切にす心、自然のように寛大な心を持つこと、人として持つべき心を持ったわたしたちはこの教えを未来へと継承していく役目があります。

伊吹山を背景に豊かな水から育つ稲穂が揺れる田園を背景に新幹線が走るまち、都会にはない“まいばら”らしい風景を、子どもたちの未来へとつながるようにこれからも大切に残し、豊かな自然と地域の絆と都会の便利さを兼ね備えた『田舎都市』米原市を創ります。



#### 田舎都市

豊かな自然と地域の絆と都会の便利さを兼ね備えたまち。

# 安全

## 4. 災害に強く生活が便利なほっとするまち

『米原市民が、安全かつ快適に日常生活をおくることができる、ほっとするまちをつくります。』

わたしたちのまち“まいばら”には、清流にしか育たない愛らしい花「梅花藻」が咲きます。毎年7月から8月にかけて地蔵川の中でゆらゆらと揺らめき、見る人を惹きつけ、心を和ませます。そんな梅花藻は、たくさん繁殖することで急な流れをさえぎり、同じ清流に棲むハリヨの巣づくりや産卵を手助けしています。

わたしたちには梅花藻のように助けあう心があり、この心が市民一人ひとりの意識に根付いて、困ったときは助けあい・自分たちを守り・地域を守る心へと育ちます。そんな心に支えられた『ほっとするまち』米原市を創ります。



### ◇市民の命と財産が守られるまちをつくる

近い将来、発生が予測される東南海地震、地球規模の異常気象など、不測の災害に対し、市民が安全・安心に生活できるよう、行政は十分な防災体制を整備し、市民や地域においては平常時から一人ひとりの防災意識や近隣住民相互の共助意識を育てている、災害に強いまちをつくります。

### ◇子どもがみちくさできるまちをつくる

子どもやお年寄りを狙った犯罪、高齢者の関わる交通事故など、人々の生活は多くの危険性と隣り合わせにあります。このような犯罪や交通事故などの人的災害から市民を守るため、地域で見守ることができる仕組みをつくり、子どもが安心してみちくさできるまちをつくりま

### ◇交通体系の整備により一体的なまちをつくる

長い歴史と交通条件、地形条件、都市構造を踏まえ、利便性の高い都市生活を実現するため、都市の骨格をなす交通体系、時代に応じた機能的な都市基盤づくりを進め、一体的なまちをつくりま

### ◇市民をつなぐ情報が交流するまちをつくる

市民生活のあらゆる面での情報の果たす役割は大きくなっており、市民と行政の情報交流は、これからのまちづくりには必要不可欠な条件となっています。今後は、市内に整備されたCATVをはじめとする情報網により、すばやく、正確な情報を発信するとともに、市民、地域の情報が交流するシステムにより、情報の交流から地域・人・暮らしがつながるまちをつくりま



## 5. 地の利を活かしたにぎわいのまち

『米原市民が、産業および地域経済の振興により、にぎわいを実感するまちをつくります。』

活 力

### ◇にぎわいを実感できるまちをつくる

産業集積の促進により、職の選択の多様化を実現し、若い年代が定住しやすい環境を整えます。定住人口を増やすことでサービス産業の活性化を図り、また、人が集まることで交流機能を高め、さまざまなイベントや活動の場を生み出し、まちに活気を創造します。このような好循環を生み出すさまざまな産業戦略をすすめ、にぎわいを実感できるまちをつくります。

### ◇琵琶湖東北部の核となるまちをつくる

広域交通の結節点という好条件を活かして、交通網の整備を進めるとともに都市機能の集積促進や居住機能の向上を図り、琵琶湖東北部の核にふさわしい都市環境が整ったまちをつくります。

### ◇訪れる人に感動を与えるまちをつくる

関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝という立地条件がもたらすメリットを地域で十二分に受け止めるための環境を整備し、交流が生み出す活力を地域の産業や観光資源に結びつけ、地域の活性化を図るとともに訪れる人が感動するまちをつくります。

### ◇誰もが憧れるまちをつくる

本市の地域資源である恵まれた交通基盤や立地条件、人・モノ・情報の玄関口である米原駅、四季の訪れを感じることができる豊かな自然、貴重な動植物などの観光資源、地域資源を活かした特産品など、特色をブランド化することで、誰もが憧れるまちをつくります。

わたしたちのまち“まいばら”は、日本のほぼ中央に位置し、関西・東海・北陸などを結ぶ日本の交通の要として飛躍が期待されているまちです。

この、“まいばら”の顔とも言える「米原駅」には、たくさんの方が行き交っています。しかし、ほんの少し“まいばら”の空気を感じながら通過してしまう人がほとんどです。“まいばら”の魅力をまず市民のみなさんに知ってもらい、訪れる人が“まいばら”を好きになってもらうために“まいばら”の顔・玄関口の「米原駅」を中心にして、市民・観光客・ビジネスマンが行き交い、モノ・情報が交流する、にぎわいのまちにふさわしい「市民が自慢できる、訪れる人が感動する、誰もが憧れる」米原市を創ります。



## 協働

### 政策実現のためのその1 市民主権による都市経営(協働のまちづくり推進)

『市民、地域、事業者等および市が目指すべきまちの姿(将来像)を共有し、協働と役割分担で将来像を実現していきます。』

#### ◇参加と協働がしやすい仕組みをつくる

まちづくりに関する情報を市民、地域、事業者等および市が積極的に共有し、協働の機会を広げていくとともに、米原市自治基本条例の理念に基づき、市民、地域、事業者等および市が対等な立場でそれぞれの役割を果たせるよう基本的な考え方を検討し、目指す姿の実現に向けて、協働でまちづくりを進めていきます。

#### ◇強い地域コミュニティを醸成する

自立した地域自治を目指すために、地域で取り組むべき課題に対応する地域コミュニティの機能強化を行政が支援するとともに、益々深刻化する少子高齢化等による地域の個々の課題に対応するための新しい地域自治のあり方の検討を行い、強い地域コミュニティの醸成を図ります。

#### ◇多様な主体とともにまちをつくる

地域での支え合い、ボランティアやNPO(民間非営利組織)などの市民活動や企業など多様な主体との協働によりまちづくりを進めます。

**政策実現のためのその2  
顔の見える都市経営(情報の共有)**

『市民の知る権利を尊重し、より良いまちづくりの判断ができるように、市民、地域、事業者等および市による情報の共有を図ります。』

**情報の共有**

◇情報を共有する仕組みづくりと実践を行う

市の保有する情報の整備を進め、迅速な公開と提供の仕組みづくりを行い、実践していきます。

◇情報交流を進める

市民と市民、市民と行政が情報の交流を図るための多様な仕組みづくりを進めます。

◇個人情報を保護する

行政が所有する個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

# 行 革

## 政策実現のためのその3 次代に引き継ぐための都市経営(行財政改革の推進)

『最も効率的な行政経営を行うには、職員の意識改革と不断の努力が必要であり、積極的に行財政改革を進め、事務の効率化、財政基盤の確立を図り、市民、地域、事業者等および市による協働のまちづくりを進めていきます。』

### ◇行財政改革を着実に進める

厳しい状況で推移する行財政環境の下で、市民の期待と信頼にこたえる行政を展開していくため、行政改革の推進、事務処理の効率化、行政評価システムの構築、運用など行財政改革大綱に基づく改革を進めます。

### ◇適正な人員で効率的な市役所組織をつくる

地方分権時代に必要な経営感覚と政策形成能力を持った職員の育成に努め、市民との信頼関係を築きながら、多様化する市民ニーズに迅速に対応するための組織体制の充実を図ります。

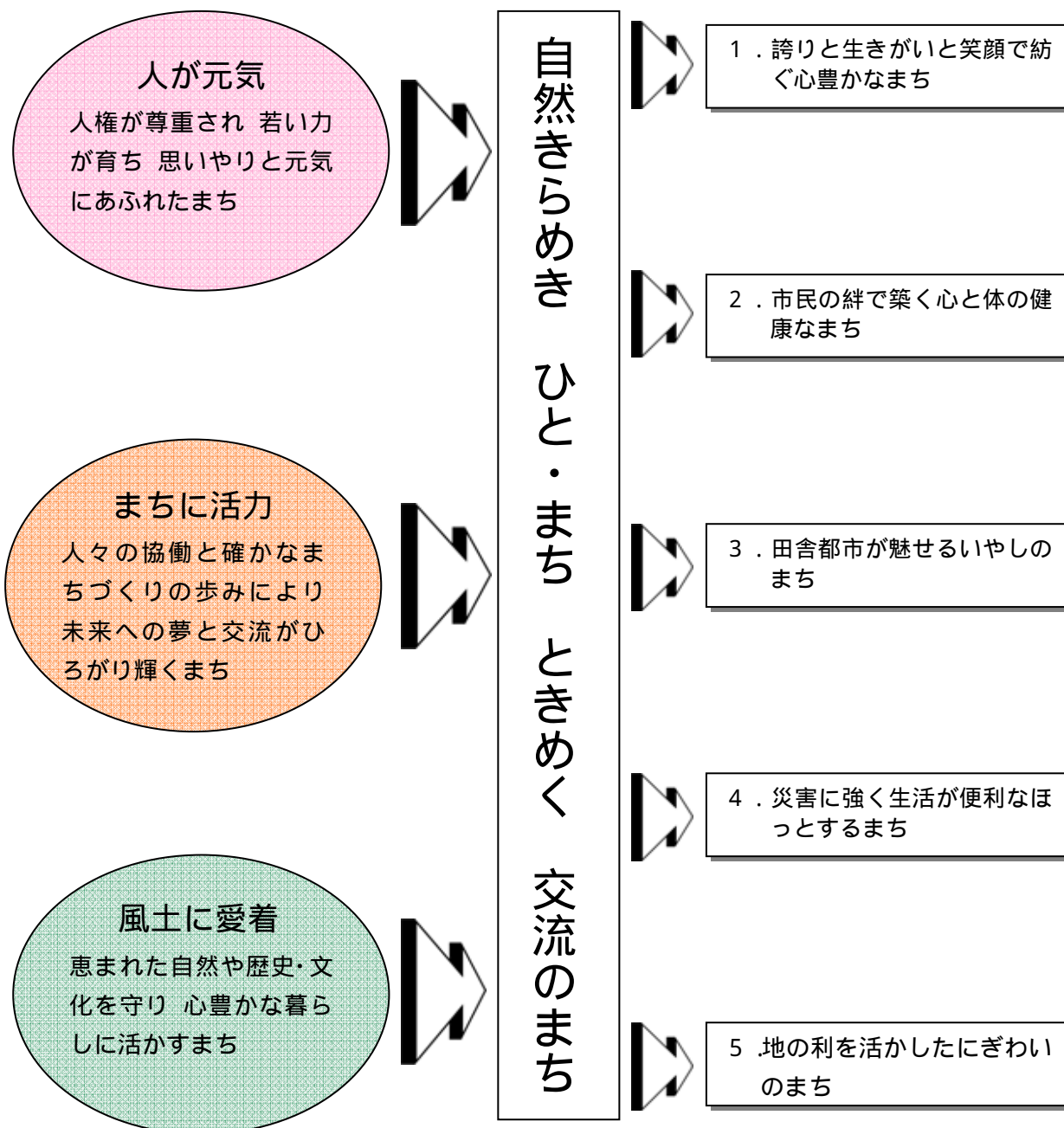
### ◇健全な財政運営を行う

市税をはじめとする自主財源の確保を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、経常経費の節減と投資的経費の重点的・効率的配分に徹し、健全財政を堅持します。

基本計画



## まちの体力アップ戦略～





- 地域が誇る米原っ子が育つまちをつくる
- 地域の宝を大切にすまちをつくる
- 自然・地域・人から学ぶまちをつくる
- 一人ひとりが大切にされるまちをつくる
- 生涯を通して健康なまちをつくる
- 子育て世代が定住したいまちをつくる
- 誰もが安心して暮らせるまちをつくる
- 地域の絆で支えるまちをつくる
- ホテルが輝き続けるまちをつくる
- 自然と共存するまちをつくる
- 田舎都市の原風景が広がるまちをつくる
- 子どもたちの未来につながるまちをつくる
- 市民の命と財産が守られるまちをつくる
- 子どもがみちくさできるまちをつくる
- 交通体系の整備により一体的なまちをつくる
- 市民をつなぐ情報が交流するまちをつくる
- にぎわいを実感できるまちをつくる
- 琵琶湖東部の核となるまちをつくる
- 訪れる人に感動を与えるまちをつくる
- 誰もが憧れるまちをつくる

選択

米原市の強み  
交通の要衝  
豊かな自然環境  
情報基盤  
地域の絆

集中

強みを生かして攻めること

広域的な交流・都市機能の整備

豊かな自然と自然の恵みの活用

次代を担う人材育成の推進

## まちの体力アップ戦略

### ～ときめき・きらめきプラン～

#### 地方分権

国の持っている権限・財源を市町村に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決めていき、地域の特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めること。

#### 三位一体改革

国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち 国庫補助負担金の廃止・縮減、 税財源の移譲、 地方交付税の一体的な見直し、をいう。

まちづくりの基本理念として掲げた「人が元気」、「まちに活力」、「風土に愛着」に基づき、将来像を実現するためには、市民・事業者・行政の役割分担と協働による取り組みを進めていくとともに、地方分権と都市間競争の観点に立って施策を戦略的に進めていく必要があります。そのためには、三位一体改革が進められる中、自律的判断と自己責任のうえで限られた財源や人材の有効活用が求められる状況を理解したうえで、まず、まちの体力アップを重点的に展開し、市民生活サービスの向上につなげていく必要があります。

そこで、米原市の環境分析結果（米原の強み弱み分析）から、戦略的に取り組む施策を取り上げ、「ときめき・きらめきプラン」として位置づけます。

この「ときめき・きらめき」プランを構成する事業は、実施計画に位置づけし、重点的に推進するものとします。

## 1. 「まち」ときめきプラン

### 広域的な交流・都市機能の整備

#### 【プランの内容】

米原市には東海道新幹線、東海道本線、北陸本線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。また、名神高速道路と北陸自動車道の2つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあり、一般国道としては8号、21号、365号が通過しています。米原市はこれらの交通網によって京阪神、中京圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝となっています。

これは近隣市にはない米原市の強みであり、この強みを最大限に活用し、さらに磨きをかけることで、人や産業が定着し、活力とにぎわいにあふれた「“まち”ときめく」まちづくりを進めます。

広域的な交流拠点である米原駅は、駅機能の強化や駅東西の往来を可能とするための、駅舎の橋上化や自由通路の整備を、また米原駅東口は区画整理事業により都市基盤の整備を行い、広域交流の玄関口、生活サービスの向上などの都市的機能の集積を促進します。

また米原駅南では、鉄道と道路が結節し「もの」の集散に有利であるという強みを活かし、物流とものづくりの新たな拠点となる統合物流センターを誘致するとともに、トラック輸送と鉄道輸送が連携した効率的で環境に優しい新物流システム（複合一貫輸送）を実現するなど、新たな企業の立地を促す環境整備に取り組みます。

#### 区画整理事業

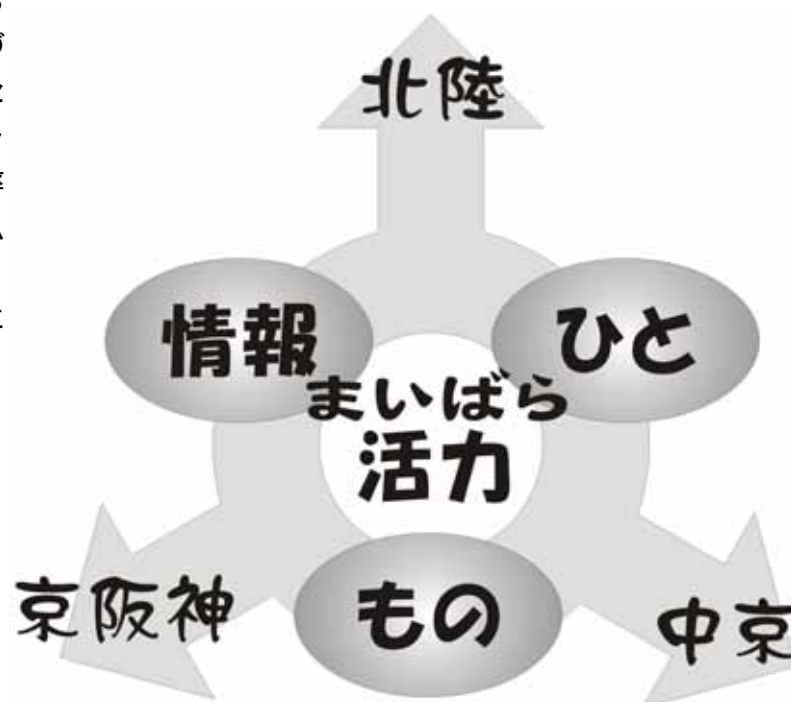
土地区画整理法に基づいて、都市計画区域内で、土地の区画形質の変更をしたり、道路や公園など公共施設の新設や変更を行う事業のこと。

#### 統合物流センター

配送センター・流通センターなどを総合的な物流機能を備えた物流センター。多品種・大量の商品の在庫保管、仕分け、配送、流通加工などの機能を持つ。

#### 複合一貫輸送

2つ以上の種類の異なる運送手段により相次いで行われる輸送をいい、コスト削減、手続の簡素化などのメリットがある。



## 2. 「自然」きらめきプラン

### 豊かな自然と自然の恵みの活用

#### 【プランの内容】

米原市には日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホタル、醒井の梅花藻、鮎、ハリヨ、オオムラサキなどの生物や、のどかな田園風景、里山など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫となっています。

この類い稀な豊かな自然や伝統文化など米原市の資源価値をより一層高め、薬草を利用した産業振興を中心に都市との共生と地域間交流を進めようとする地域再生計画「米原エコミュージアムプログラム(平成17年7月認定)」を実施することで、米原らしさをアピールするとともに、地域の活力づくりにつながる「“自然”きらめく」まちづくりを進めます。

また、エコミュージアムプログラムにも位置づけられている伊吹山の薬草や植物を全国的なブランドに高めるため、自生する植物の特性を活かす取り組みを行います。特に、薬草をキーワードとして薬草関連ビジネスの振興、薬草関連企業の誘致を促します。

他にも、地域がもつ様々な地域資源を体験プログラムとして提供し、自然環境などの資源を損なうことなく、自然を対象とする観光をおこして地域の振興を図るエコツーリズムを定着させることにより、観光産業の底上げを図ります。さらに、この豊かな自然と自然の恵みを後世に引き継ぐために循環型社会を構築します。

#### エコツーリズム

自然環境などの資源を損なうことなく、自然を対象とする観光をおこして地域の振興を図ろうという考え方。



### 3. 「ひと」ときめきプラン

#### 次代を担う人材育成の推進

##### 【プランの内容】

古くは農林業等が中心であった米原市は、土地に定着して地域共同体をつくって暮らす「地縁社会」を形成していました。互いに労働を提供する「結(ゆい)」や「催合(もやい)」という共同作業の慣行が、地域の助け合いの源流として今も引き継がれています。この絆は、今後のまちづくり、ひとづくりの礎となることが期待されます。

こうした大都市にはない米原市の強みである地域の絆を最大限に発揮し、子育て支援や地域リーダーの育成など人材育成に関連する事業を実施することで、地域を支える人材があふれる「“ひと”ときめく」まちづくりを進めます。

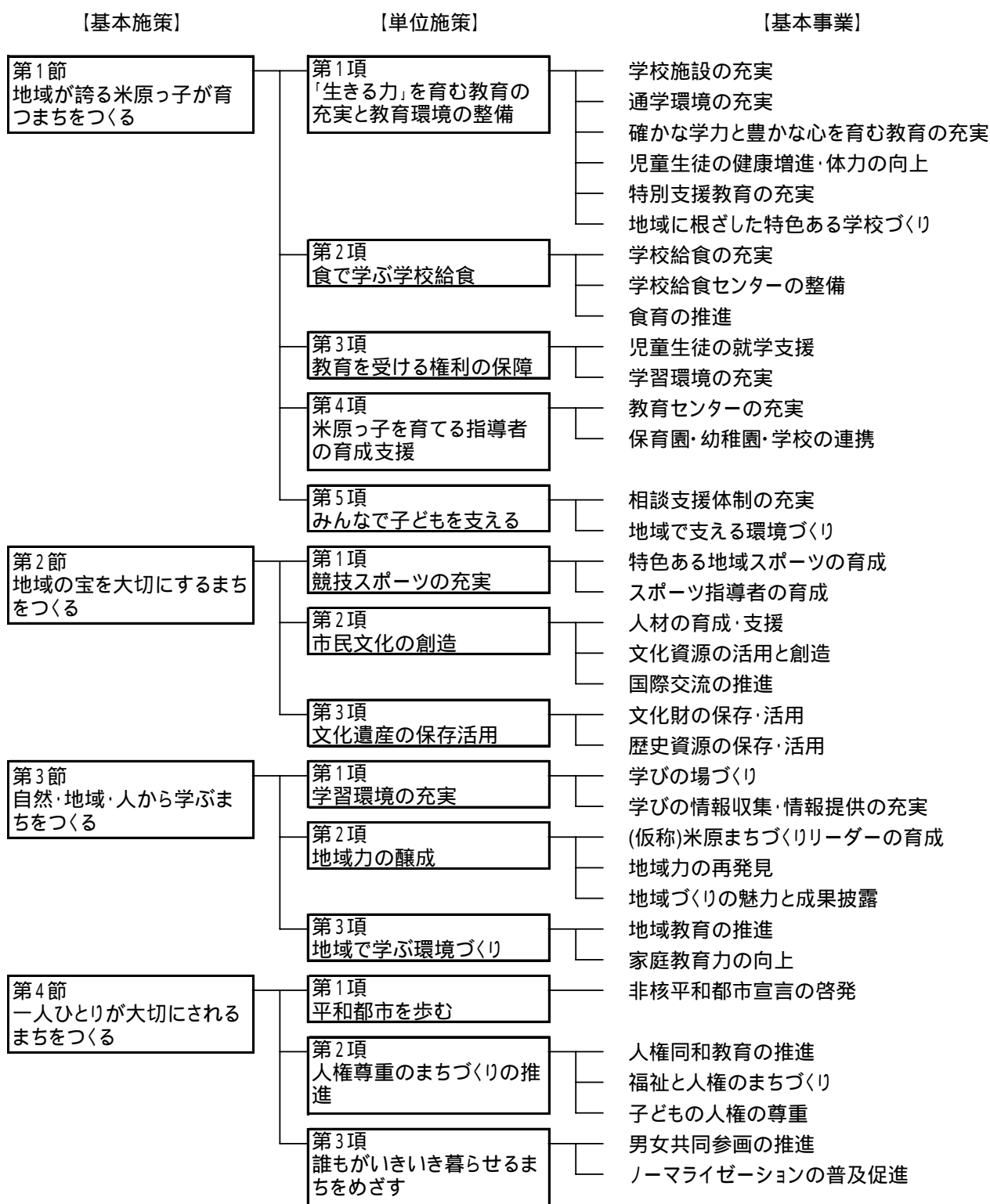
また、放課後安心プランなどにより、子どもたちの居場所づくりを充実し、地域で子どもたちを見守るなど様々な角度から子どもの育ちを支援し、たくましい米原っ子を育てます。そして、福祉と教育が一体となって、一人ひとりの子どもの心の育ちを応援する体制づくりを推進します。

さらに、ルッチ大学や生涯学習講座の開催、NPO(民間非営利組織)への支援強化、団塊の世代によるまちづくりへの参画など、次代の米原を担う人材が活躍できる場づくりを行います。





## 第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち





## 第1節 地域が誇る米原っ子が育つまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 人口減少により、少子化が顕著となった今、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、学校だけに子どもを任せるのではなく、地域全体で子どもたちを支え、地域に根ざし、開かれた学校にしていく必要があります。
- 米原で育つ子どもたちが、米原に住んでよかったと思えるような学びの環境づくりが求められています。
- 子どもたちの個性が伸ばせるような学習の内容を充実していく必要があります。
- 飽食の時代にモノの大切さが見失われがちななかで、地域で採れた安全な食材を学校給食に活かし、地域の食文化や生産者に感謝する気持ちの大切さを学ぶことが求められています。
- 学校、保護者、地域住民、各種団体が連携を強め、青少年を見守っていく地域づくりが必要です。

### 2. めざす姿

- 特色ある学校教育が展開され、子どもたちの個性が発揮されています。
- 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、市民連帯で米原っ子を育てています。
- 学校を核として、地域社会全体で子どもたちを育てる環境になっています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 「生きる力」を育む教育の充実と教育環境の整備

基本事業	事業の概要
学校施設の充実	安全で安心な学習環境の確保
通学環境の充実	適正な通学区域等の設定 スクールバスの運行
確かな学力と豊かな心を育む教育の充実	基礎・基本の徹底と学ぶ力の向上 体験的な学習の重視、道徳教育や生徒指導の充実
児童生徒の健康増進・体力の向上	保健管理・保健指導や健康相談の充実 運動に親しむことによる体力の向上
特別支援教育の充実	個々の能力や特性に応じた個別の支援計画による自立と社会参加の促進
地域に根ざした特色ある学校づくり	地域に根ざした特色ある教育課程の編成・実施 豊かな心と郷土を愛する気持ちを持つ児童・生徒の育成

## 基本計画

### 第2項 食で学ぶ学校給食

基本事業	事業の概要
学校給食の充実	給食内容の充実と安心・安全な給食の提供
学校給食センターの整備	給食センターの統合と安全で安心な給食の提供
食育の推進	子どもが楽しく食を学ぶ取り組みの推進

### 第3項 教育を受ける権利の保障

基本事業	事業の概要
児童生徒の就学支援	経済的理由により就学不安を感じる子どもたちが安心して学習できる環境づくり
学習環境の充実	基礎的な学力、個性を伸ばす学習環境のための教材の購入 読書活動を推進するための情報・資料の提供 教育用コンピューターの整備等、情報教育環境の整備

### 第4項 米原っ子を育てる指導者の育成支援

基本事業	事業の概要
教育センターの充実	教育センターの充実、授業改善のための調査研究、新たな学習課題や経験・職能に応じた研修体系の整備
保育園・幼稚園・学校の連携	地域と保育園・幼稚園・学校の連携を深める研修の推進

### 第5項 みんなで子どもを支える

基本事業	事業の概要
相談支援体制の充実	不登校、いじめ、児童虐待、ひきこもりなどの相談・支援体制の充実 「若者自立ルーム・あおぞら」の機能を充実
地域で支える環境づくり	生活体験、自然体験、異年齢・世代間交流体験などの「生きる力」を育む活動事業 少年の相談・街頭補導、広報・啓発活動、環境の浄化活動、薬物乱用防止活動、無職少年対策等の推進

#### 食育

日々の食事のなかで、望ましい食生活がおくれるよう、「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組合せ方などの能力・知恵を養う教育、およびそれに関連する取り組みのことを指す。

## 第2節 地域の宝を大切にすまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 歴史・文化資産が充実した環境を維持し、地域の宝として後世に伝承していく必要があります。
- スポーツ選手や指導者の育成のほか、指導者を活かして市民が気軽にスポーツを楽しめる事業を進めていく必要があります。
- 文化ホールなどを活かして、市内の隠れた芸術家などを発掘し、応援していくことが必要です。

### 2. めざす姿

- 全国大会などで活躍する選手が市民に夢と感動を与えています。
- 文化芸術の育成、若手アーティストの育成により、その指導者が子どもたちに夢と希望を与えています。
- 豊富な歴史資源が市と市民の連携で後世に引き継がれています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 競技スポーツの充実

基本事業	事業の概要
特色ある地域スポーツの育成	マラソン、ホッケーなどオリジナリティーのあるスポーツの普及の促進
スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者の育成やレベルアップのための講習会や研修会の充実 スポーツ指導者の資質向上と有資格指導者の拡大

#### 第2項 市民文化の創造

基本事業	事業の概要
人材の育成・支援	子どもたちの文化芸術鑑賞を通じた文化芸術の感性を磨く機会の提供 活動発表や各種文化活動団体の支援 文化ホールや各公民館等の自主文化事業の充実 地元の若手芸術家やアーティスト育成支援
文化資源の活用と創造	地域の祭や伝統芸能の保存と情報発信による地域文化事業の振興
国際交流の推進	在住外国人との交流促進および行政サービスの外国語による情報の提供 中学生の海外派遣事業

#### 第3項 文化遺産の保存活用

基本事業	事業の概要
文化財の保存・活用	文化財の収集・整理・保管と調査・研究・活用 市民による文化財の保存活動や文化財を活用したまちづくりなどの支援 伝統芸能の鑑賞や参加・体験機会の充実、新しい担い手の育成支援
歴史資源の保存・活用	地域の歴史資源の生涯学習・学校教育への活用および市内外への情報発信

### 第3節 自然・地域・人から学ぶまちをつくる

#### 1. 現況と課題

- 地域の拠点として文化施設の機能充実と市民利用の広がりが求められます。
- 文化施設の役割だけでなく、地域人材の発掘・育成、交流施設としての役割が必要になっています。
- 子育て支援・協働拠点施設・生涯学習・文化芸術・コミュニティ・市民交流施設として、様々な分野の事業を展開し、地域課題を解決するための施設としての役割が求められています。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

#### 2. めざす姿

- 各施設が特色を活かしたまちづくりの拠点となり、まなびのネットワークとしてつながっています。
- まちづくりのリーダーや地域の人材が活躍する循環型の学習環境が整っています。

体験型学習

参加者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に能動的に参加し、社会的行動の力と意欲を高めようとするもの。

#### 3. 単位施策

##### 第1項 学習環境の充実

基本事業	事業の概要
学びの場づくり	市民交流プラザ・伊吹薬草の里文化センター・公民館の生涯学習拠点としての機能強化 施設の特徴、地域性を活かした市民の学びの場の提供
学びの情報収集・情報提供の充実	図書館職員の知識の向上や蔵書の充実、各種イベントや広報等の発行 ルッチ大学や出前講座をはじめとする学習の機会や情報の提供

##### 第2項 地域力の醸成

基本事業	事業の概要
(仮称)米原まちづくりリーダーの育成	未来を考えて力強く行動ができる人材「(仮称)米原まちづくりリーダー」の育成
地域力の再発見	学習人材利活用の環境、仕組みの整備 地域での市民活動、ボランティア活動、NPO活動の支援
地域づくりの魅力と成果披露	地域でのまちづくり活動や市民活動の成果を発表できる機会の創出

##### 第3項 地域で学ぶ環境づくり

基本事業	事業の概要
地域教育の推進	地域資源を活用した体験型学習の実施
家庭教育力の向上	市民や地域との協働による子育て支援、家庭教育の学習の場所づくり、講座の開設による家庭教育力の向上

## 第4節 一人ひとりが大切にされるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 非核に対する世間の認識を高める施策の検討を進めるとともに、国内・海外へ非核平和の願いを発信していかなければなりません。
- 同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を積極的に果たしていくことが求められています。
- 今日までの取り組みにより人権意識や差別に関する正しい認識は徐々に高まっているものの、いまだに根強い偏見や差別が残っており、マンネリ化・形骸化した事業展開・研修活動等を見直す必要があります。
- 男女がともに認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指さなければなりません。
- 児童虐待やニート、ひきこもりの増加など社会問題化しており、関係機関と連携して迅速に対応していかなければなりません。

ニート

大学や高校などの学校を卒業したあと、就職意欲もなく進学もしない若者を指して使われる言葉。英語で“働かず、学校教育を受けず、職業訓練に参加しない”を意味するNEET:Not in Employment, Education or Training

### 2. めざす姿

- 非核・平和都市宣言のまちとして、世界中に知られています。
- 人権尊重都市宣言のまちとして、人権尊重が図られるまちとなっています。
- あらゆる差別と人権侵害に気づき、見過ごさず、許さない心で行動しています。
- 男女がともに、仕事や家庭・地域の活動等とを両立しながら子育てや介護などを行っています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 平和都市を歩む

基本事業	事業の概要
非核・平和都市宣言の啓発	非核・平和都市宣言の趣旨を市内外に啓発、発信

#### 第2項 人権尊重のまちづくりの推進

基本事業	事業の概要
人権同和教育の推進	人権擁護活動や同和問題の教育啓発活動および人材育成と活用
福祉と人権のまちづくり	地域総合センター等を中心に人々の出会い、学び、交流を深め、情報を発信する機能の強化
子どもの人権の尊重	すべての子どもの人権が尊重され、一人ひとりの個性や自発性を伸ばす教育・啓発活動の充実

第3項 誰もがいきいき暮らせるまちをめざす

基本事業	事業の概要
男女共同参画の推進	フォーラムの開催や相談事業、学習機会の提供などの啓発活動、情報提供、性別に関係なく誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画づくりの推進
ノーマライゼーションの普及促進	住宅や交通のバリアフリー 化の推進

ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。段差など物理面の障害に限らず、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害の除去を含む。

## 第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち





## 第1節 生涯を通して健康なまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 市民が健康に暮らすために各種相談・健診・予防支援を実施していますが、今後、さらに市民の健康づくりを支援していく必要があります。
- 軽スポーツや総合型スポーツクラブの利用により、楽しい健康づくり・体づくりを市民に広げていく必要があります。
- 子どもの健全な食生活を応援するため、給食を通じて地産地消の食育を進める必要があります。

地産地消  
「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。

### 2. めざす姿

- 市民が自分の健康状態を理解し、自己管理できる人が多くなっています。
- 市民の体力づくりのきっかけをつくることにより、多くの市民が健康づくりを始め、活力ある生活を送っています。
- 市民主体の組織の活躍により、市内全域で健康づくりが実践されています。

個別健康教育(個別健康支援プログラム)  
基本健康診査で要指導と判定された者に対し、疾病の特性や、生活状況等をふまえて生活習慣病を予防するための指導及び教育。医師、保健婦、管理栄養士などが対象者に1対1で個別に健康教育を行い、生活習慣の改善のための指導を行う。

### 3. 単位施策

#### 第1項 健やかな暮らしが実現できる環境整備

基本事業	事業の概要
市民主体の健康づくりの推進	「健康まいばら21計画」の策定、地区組織活動の充実 健康推進員などの活動支援、健康づくりの実践を応援できる人の育成
健康を支援する環境づくり	健康づくりに向けた市民意識の啓発 健康教育や健康相談の充実、健康づくり支援体制の確立

#### 第2項 いきいき暮らすための健康な心と身体づくり

基本事業	事業の概要
身体の健康づくり・予防活動の充実	生活習慣病健康診査やがん検診などの受診率の向上、健康診査体制の充実 個別健康教育(個別健康支援プログラム)の実施やグループ支援等各種教室など一次予防事業の推進
親子の健康づくりの推進	妊娠中からの支援や乳幼児期の育児に関する支援体制の推進
心の健康づくりの推進	相談や学習の場を通じた心の健康対策の実施
健康スポーツの推進	総合型スポーツクラブの育成支援や各種軽スポーツ大会など多様な機会の提供 行政放送(ケーブルテレビ)や保健センター等を中心にした健康づくり運動の普及啓発
スポーツ環境の整備・充実	(仮称)スポーツ施設整備方針の作成と施設整備 公園の整備や学校体育施設・公民館の開放

## 第2節 子育て世代が定住したいまちをつくる

### 1. 現況と課題

幼保一元化  
幼稚園（文部科学省の管轄）と保育園（厚生労働省の管轄）の行政的な位置づけを一元化すること。または現行法のもとで、両者を連携的に運営すること。

病後児保育  
病気の回復期にはあるけれど、まだ保育所や幼稚園等へ行けない子供たちを預かり保育すること。

- 地域の活力を維持していくためには人口問題が大きな要因になると考えられるため、子育て支援など人口定着に関する様々な対応が求められます。
- 「米原市保育の指針」に基づき幼保一元化を推進し、子どもたちが多くの仲間とのかかわりあいの中で育ちあえる環境づくりに努める必要があります。
- 社会情勢・市民ニーズ等の変化により、学校・家庭だけで子どもを支援することが困難になっているため、地域で子どもと親を応援する仕組みや環境づくりが必要です。

### 2. めざす姿

- 安心して働き、子育てできる環境が整っています。
- 子どもたちが、健やかに成長するための支援が受けられようになっています。
- 食を通じた教育が浸透し、子どもたちを中心に健全な食生活が図られています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 健全な発育を促す

基本事業	事業の概要
子ども疾患の未然予防	乳幼児、児童の感染症予防の推進
子どもの成長発達の支援	母子保健施策の充実

#### 第2項 子育てと子育て環境の整備

基本事業	事業の概要
就学前保育・教育の充実	「米原市保育の指針」に沿った幼保一元化の推進 保育料の見直し、適正な保護者負担の検討 就労形態の多様化や特別支援保育などへ対応した保育事業の推進
子ども支援の充実	児童・生徒一人ひとりに対するきめ細かな相談対応、指導の実施 虐待や非行、いじめ問題などの予防教育、早期発見・早期対応 人権教育プログラムの実施
子育て環境基盤の充実	子育て家庭の仕事との両立に対する経済的支援、相談体制の充実
保育園・幼稚園における子育て支援の充実	一時保育、延長保育、休日保育など多様な保育サービスの充実 病後児保育の充実
地域で支え合う子育て環境の整備	子育てと仕事等との両立支援 ひとり親家庭の生活の安定や経済的基盤確立へ向けた支援 未就園親子を対象とした交流の場や子育て情報の提供・子育て相談等の地域における子育て支援機能の充実

## 第3節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 医療保険制度体系の見直しに伴う新たな保険制度の創設や保険税の税率統一など、国の動向を踏まえて事業を実施する必要があります。
- 今後の急速な高齢化の進展を見据え、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」に対する具体的取組み、また、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加するなどの将来的な課題に対応できるよう地域のネットワークの構築を図る必要があります。
- 「米原市障がい者計画」、「米原市障がい福祉計画」に基づいた施策を推進し、適切なサービスを提供する必要があります。

### 2. めざす姿

- 生きがいを持って暮らせる環境が整っています。
- 安心して暮らせる助け合い、支え合いの地域社会になっています。
- 高齢者が尊厳ある生活ができる社会になっています。
- 障がいのある人が自立して生活できる社会になっています。

介護予防事業  
高齢者ができるかぎり寝たきり等の要介護状態に陥らないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにする。

### 3. 単位施策

#### 第1項 介護サービスの充実

基本事業	事業の概要
介護保険制度の充実	サービス提供事業者の指導を通じた介護サービスの充実、情報提供 介護保険制度の改正に対応したサービスの充実 介護保険制度の適正な運営

#### 第2項 高齢者の生活支援の充実

基本事業	事業の概要
高齢者の社会参加の促進	高齢者の生きがいづくり・社会参加の支援
高齢者の生活自立の支援	高齢者の生きがいづくりや交流活動の促進
介護予防事業の充実	介護予防や介護に対する意識の啓発 個別のプランに基づく介護予防の推進
高齢者の住宅環境の整備	大規模住宅改造費の助成 民間業者・技術者の育成・支援や住宅改造相談事業
高齢者家族への支援の充実	介護方法の指導や保健事業の重点的实施
高齢者の地域での尊厳ある生活の継続	高齢者への虐待の防止や権利擁護の推進

第3項 障がいのある人の自立生活支援の充実

基本事業	事業の概要
保健・医療・福祉施策の充実	地域に密着したリハビリテーション体制の充実 ケアホームや作業所などの施設整備の支援
障がいのある人の社会参加の促進	一人の人間として、市民（団体等）との連携や教育の場などさまざまな機会を通じた啓発の実施 個々に応じた就労支援
障がいのある人の暮らしの自立支援	在宅福祉サービスおよび日中の活動の場の提供 生涯学習の場や交流の場の確保

第4項 誰もが実感できる福祉医療の充実

基本事業	事業の概要
ひとり親家庭の自立支援	母子相談事業の充実 福祉資金貸付制度や介護人派遣事業などの活用
福祉医療制度および自立支援医療制度の充実	状況に応じた医療費の助成、給付
難病患者の自立支援	支援体制の充実や感染症等の予防対策の推進
医療体制の充実	各医療機関との連携と機能分化による地域医療体制の充実
生活の支援・保護・援護	最低限度の生活の保障と就労相談、指導等の充実 救護者のいない病人および身元引取りのない死亡人に対するの救護、火葬および無縁仏供養
国民健康保険制度の適切な運用	国民健康保険制度の理解を深める取り組みの推進 医療保険制度の抜本改正の国や県へ要望 特定健診・特定保健指導などの体制づくり
高齢者医療の充実	疾病の早期発見・早期治療 後期高齢者医療保険制度の実施および情報の提供と啓発

在宅福祉サービス

配食サービス、外出支援サービス（移送サービス）、寝具洗濯乾燥消毒サービス、老人福祉センター、在宅介護支援センター、老人憩いの家などのサービスの総称。

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に着目し、「病気を予防する」ことを前提にした健診。対象は40歳以上74歳以下の被保険者および被扶養者。

後期高齢者医療保険制度

75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度。2008年度から新たな独立型の健康保険としてスタートする。

## 第4節 地域の絆で支えるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 地域の良き慣習や精神を、公共の福祉、地域福祉を支える仕組みづくりに活かしてまちづくりを進める必要があります。

### 2. めざす姿

- 地域で見守る環境があり、市民が安心して暮らしています。
- 市民みんなが支えあって暮らせるまちづくりを展開しています。

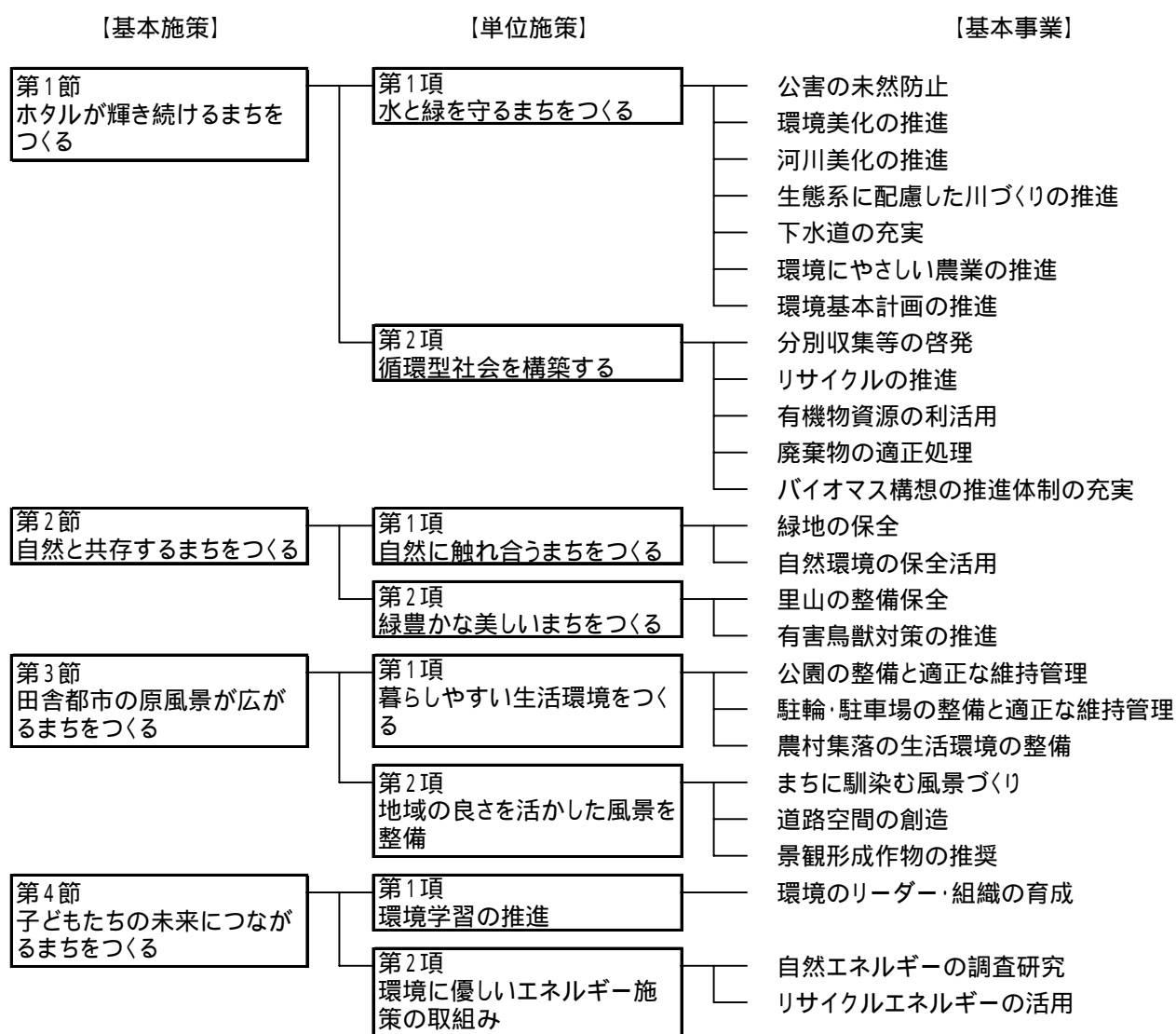
### 3. 単位施策

#### 第1項 地域で見守る環境をつくる

基本事業	事業の概要
民生委員児童委員の充実	民生委員児童委員などを通じた情報提供 広報紙やケーブルテレビ（行政放送）、インターネット他様々な媒体を活用した情報提供による総合的な相談体制の整備
市民主体の地域福祉	市民相互の助け合いや支え合いの意識の啓蒙
世話人制度の創設	結婚相談など「世話人制度」（レインボーサポーター）の創設と活動支援



## 第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち





## 第1節 ホタルが輝き続けるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 虫保護条例に基づく保護活動を通じて、環境保全意識を高め、ホタルのまちにふさわしいまちづくりを進める必要があります。
- 自分たちが住むまちは自分たちで保全するという意識を高め、市民と行政が協働で美しい米原市を創っていくことが必要です。
- 下水道普及率、水洗化率をアップさせ、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全に引き続き取り組んでいく必要があります。

**堆肥化**  
 有機質を微生物の作用により好気性条件下で分解し、発酵分解に伴う発熱によって有害細菌を死滅させることで、衛生で安全なものに変換して肥料にすること。

### 2. めざす姿

- ごみの発生抑制に取り組む市民や事業者が増え、有機物資源の堆肥化によりごみの排出量が減少しています。
- ホタルが輝き続ける環境を市民、市役所等と一緒に守り続けていきます。
- 地球環境を守る取り組みを多くの市民が実践しています。

**バイオマス**  
 もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（石油や石炭などの化石燃料は除く）をいう。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

### 3. 単位施策

#### 第1項 水と緑を守るまちをつくる

基本事業	事業の概要
公害の未然防止	米原市公害防止条例の遵守の指導 河川、地下水等の水質・土壌調査の実施
環境美化の推進	市民や事業者の自主的な環境美化活動の促進 不法投棄や公害の監視パトロールの推進 環境美化推進員の設置とごみの正しい分別方法の指導や啓発
河川美化の推進	河川の愛護意識の啓蒙と自治活動の促進
生態系に配慮した川づくりの推進	自然環境の保全のための河川工法の工夫や護岸等の整備
下水道の充実	下水道整備の推進と水洗化の啓発 公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の適切な維持管理
環境にやさしい農業の推進	濁水の流入による河川への水質悪化を防止するための啓発活動 有機肥料の有効活用など環境に配慮した農業の推進
環境基本計画の推進	環境基本計画の策定と進行管理

#### 第2項 循環型社会を構築する

基本事業	事業の概要
分別収集等の啓発	一般廃棄物の分別収集処理の市民への普及啓発
リサイクルの推進	資源の有効活用や再利用 体験学習の拠点としてのリサイクルステーションの活用
有機物資源の利活用	米原市コンポストセンターの有効活用
廃棄物の適正処理	一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための計画の策定 ごみの減量化およびごみの分別に対する意識の向上 指定ごみ袋有料制度の検討
バイオマス 構想の推進体制の充実	有機資源の利活用の検討

## 第2節 自然と共存するまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 素晴らしい自然を活かし、市内を訪れる人が癒される、体験できる仕組みや環境整備が必要です。
- 子どもたちの未来のために、緑豊かな里山の復活を目指すことが望まれます。
- 豊かな自然を守っていくためには多様な生物の保全および人間との共生を基本として、鳥獣の保護および管理を推進し、農産物の被害や生活環境被害の抑制に努める必要があります。

#### 里山

人里離れた奥山ではなく、集落の近くにあって、燃料としてのマキ（薪炭用木材）や山菜とり、あるいは落ち葉を利用した堆肥づくりなど、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のこと。

### 2. めざす姿

- 里山保全に取り組む市民が増えています。
- 市民が誇る希少動植物が保護されています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 自然に触れ合うまちをつくる

基本事業	事業の概要
緑地の保全	緑の基本計画の策定と計画的な緑地の保全・創出
自然環境の保全活用	希少動植物の保護、保全 自然ガイドブックの作成、観察会の実施、登山道の保全

#### 第2項 緑豊かな美しいまちをつくる

基本事業	事業の概要
里山の整備保全	里山環境の保全と地域景観の改善 森林所有者と市による里山保全協定の締結
有害鳥獣対策の推進	農産物被害・生活環境被害の抑制 森林の保全など生物多様性の保全および人間と鳥獣との共生を基本とした有害鳥獣対策の推進

### 第3節 田舎都市の原風景が広がるまちをつくる

#### 1. 現況と課題

- 市の各所に残る田舎ならではの風景・施設を活かしつつ、住んでいる人が安心して、かつ便利に生活できる環境を整備していく必要があります。
- 米原市の原風景の一つである市内各所に広がる農山村の風景を保全する必要があります。
- 景観を損なう看板により、米原の風景が阻害されているため、規制する必要があります。

#### 2. めざす姿

- 農地や里山の保全により、美しい風景が守られています。

#### 3. 単位施策

パートナーシップ  
友好的な協力関係

##### 第1項 暮らしやすい生活環境をつくる

基本事業	事業の概要
公園の整備と適正な維持管理	地域毎にバランスのとれた公園整備 地域住民と行政の協働による地域の実情に応じた維持管理の促進
駐輪・駐車場の整備と適正な維持管理	定期的な巡回による放置自転車の防止 鉄道駅周辺における駐車場および駐輪場の計画的な整備
農村集落の生活環境の整備	優良農地の確保および農村の生産・生活環境の整備

##### 第2項 地域の良さを活かした風景を整備

基本事業	事業の概要
まちに馴染む風景づくり	歴史的街並みの活用や緑化の推進 市民・事業者間の地域の景観形成に関する協定の認定
道路空間の創造	地域住民とのパートナーシップ によるポケットパークづくり
景観形成作物の推奨	田園風景が広がる心癒される景観を創出する作物の推奨

## 第4節 子どもたちの未来につながるまちをつくる

家庭版 ISO

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の「PDCAサイクル」の考え方を取り入れたシステムで、各家庭に環境にやさしい生活を進めてもらうものである。

環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

BDF

バイオディーゼル燃料。ディーゼル機関用のバイオマス由来の燃料のことをいう。

### 1. 現況と課題

- 米原市環境基本条例および環境基本計画を踏まえ、豊かな自然とのふれあいが保たれたまちづくりを進めていく必要があります。
- 市民の期待が高い「新エネルギー導入」など地球環境保全に資する施策の取り組みを検討していく必要があります。

### 2. めざす姿

- 多くの市民が地球環境の改善に貢献しています。
- 家庭版 ISO に取り組む家庭が増えています。

### 3. 単位施策

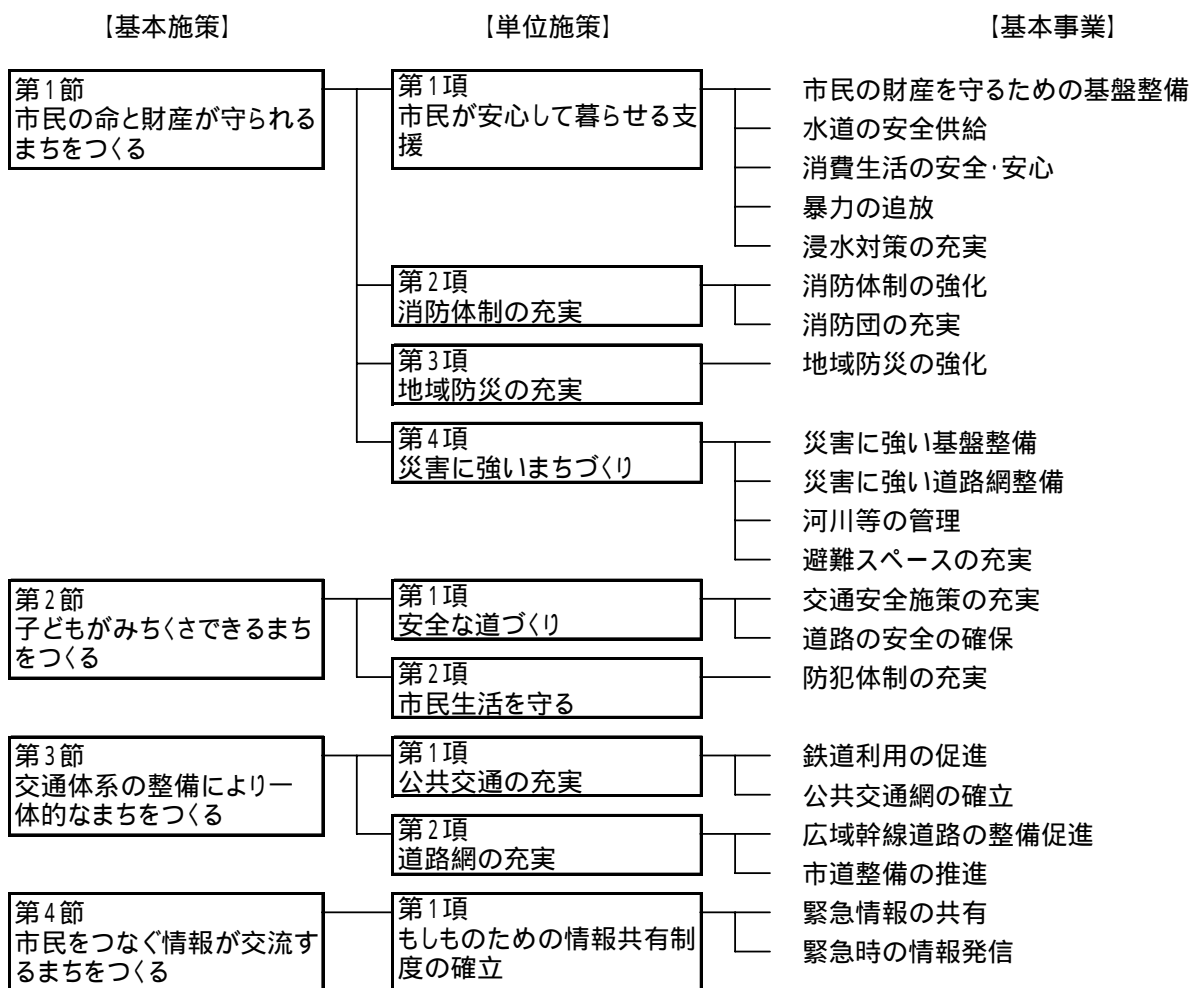
#### 第1項 環境学習の推進

基本事業	事業の概要
環境のリーダー・組織の育成	環境マネジメントシステム の家庭への導入の啓発 環境保全のための森林の大切さを学ぶ活動の促進

#### 第2項 環境に優しいエネルギー施策の取組み

基本事業	事業の概要
自然エネルギーの調査研究	石油等の限りあるエネルギー資源の有効利用 風力や太陽光などの自然エネルギーの活用の促進
リサイクルエネルギーの活用	木質バイオマスや廃食油の BDF 化などのリサイクル型エネルギーの導入についての検討

## 第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち



## 第1節 市民の命と財産が守られるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 防災に対する国民の関心が高まっており、災害対策が大きな課題となっています。
- 消防団員の高齢化・消防団離れ・消防団員数の減少などの現状から、地域の安全と安心を守る消防団の充実が求められています。
- 自主防災組織の全自治会設置を目指し、市民の防災意識を高めるために女性消防隊の組織化、防災訓練や啓発などを実施していくことが必要です。

### 2. めざす姿

- 市民の防災意識が高まり、市民防災力が向上しています。
- 市民連帯により子どもたちの安全が確保されています。
- 災害に強い基盤整備により安心が提供されています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 市民が安心して暮らせる支援

基本事業	事業の概要
市民の財産を守るための基盤整備	地籍調査の推進 住宅の耐震診断の実施、耐震性の情報提供および耐震化の促進
水道の安定供給	上水道・簡易水道の統合整備
消費生活の安全・安心	合理的な消費行動のための情報提供 消費生活相談の実施
暴力の追放	警察や地域との連携による暴力追放にむけた啓発
浸水対策の充実	雨水排水路の整備

#### 第2項 消防体制の充実

基本事業	事業の概要
消防体制の強化	消火栓や防火水槽の計画的な設置 自治会管理の消防施設器具等整備の支援
消防団の充実	消防団組織の充実 消防ポンプ、消防ポンプ自動車、積載車等の消防設備の維持管理

#### 第3項 地域防災の充実

基本事業	事業の概要
地域防災の強化	防災意識の啓蒙および防災資機材の整備に対する支援 自主防災組織との連携による防災訓練等の実施 広域的な応援体制の確立や防災備蓄品の整備

第4項 災害に強いまちづくり

基本事業	事業の概要
災害に強い基盤整備	地域防災計画等に基づく資機材の確保と整備
災害に強い道路網整備	市域をネットワークする幹線道路網の整備 災害時に対応できる広域的な道路整備の要望
河川等の管理	県・市・地域の役割分担のもとでの適切な維持管理
避難スペースの充実	災害時における避難スペースの充実



## 第2節 子どもがみちくさできるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 交通安全に関する意識の啓発活動や指導、交通安全教室の実施などの取り組みを進めていく必要があります。
- 市民生活に影響を及ぼさないよう冬場の道路の安全を確保する必要があります。
- バリアフリーに配慮した歩行空間を整備する必要があります。

### 2. めざす姿

- 子どもたちが安心して通行できる道路が整備されています。
- 家庭、地域、学校、事業所、警察、行政の連携により子どもが安心して遊べます。

### 3. 単位施策

#### 第1項 安全な道づくり

基本事業	事業の概要
交通安全施策の充実	バリアフリーの歩行空間の形成 交通安全教育・交通安全運動の実施 各種団体との連携による交通安全意識の高揚
道路の安全の確保	交通事故を減らすための道路拡幅や改良の検討、カーブミラーの設置 凍結防止剤の散布作業および除雪作業の実施 消雪装置の適切な維持管理

#### 第2項 市民生活を守る

基本事業	事業の概要
防犯体制の充実	自治会管理の防犯灯設置の支援 地域住民による自主的な防犯パトロールなどの活動の支援 市民との協働による青色回転灯搭載車によるパトロールの充実 防犯意識の啓発や犯罪防止活動の強化

## 第3節 交通体系の整備により一体的なまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 鉄道・高速道路・国道などの広域交通ネットワークと連携する市内交通ネットワークを充実し、交通の要衝を活かしていく必要があります。
- 市内にある5つの駅について、利用しやすい環境整備が望まれています。
- バスなどの公共交通は、利用者が減少するなかで、その実態を踏まえた路線別の存続または廃止、路線変更、システム変更を検討する必要があります。
- 米原市道路網整備計画を策定し、米原市として一体化した道路ネットワークを構築していく必要があります。

### 2. めざす姿

- 計画的な道路整備により市民の利便性が向上しています。
- 交通の要衝都市にふさわしい広域幹線道路が整備されています。
- 地域の特性に応じた公共交通が整っています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 公共交通の充実

基本事業	事業の概要
鉄道利用の促進	駅前駐輪場の整備など通勤・通学者の利便性の向上 近隣市町と連携した観光キャンペーンの開催
公共交通網の確立	マイカーから公共交通機関への利用転換の促進 駅前広場の整備など交通結節点としての駅周辺機能の強化

#### 第2項 道路網の充実

基本事業	事業の概要
広域幹線道路の整備促進	国道21号バイパスのルート決定と早期建設の要望活動の推進 国道8号米原バイパスの早期開通の促進
市道整備の推進	米原市道路網整備計画に基づく幹線道路網の整備 生活道路整備、交差点改良等の計画的な推進 道路補修、清掃など道路空間の環境整備

## 第4節 市民をつなぐ情報が交流するまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 災害を最小限に食い止めるための正確で迅速な情報の共有が必要となります。
- 迅速で的確な情報発信を行うため、防災行政無線・ケーブルテレビの防災時における活用が必要です。

### 2. めざす姿

- 災害時や緊急時に早期に情報伝達が図れるようになっています。
- 市民、自治会間での情報が交流し、市の一体感の醸成が図られています。

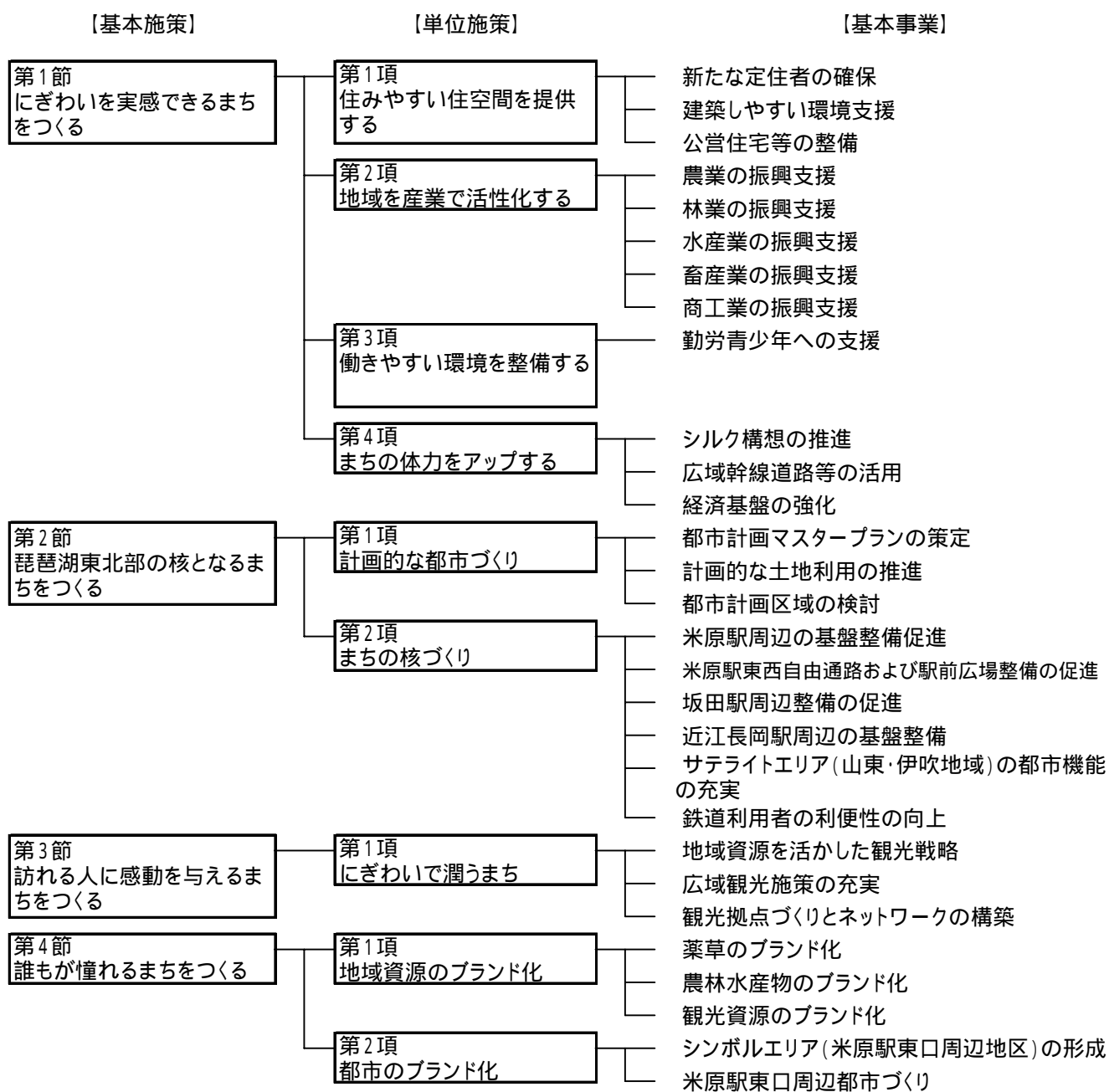
### 3. 単位施策

#### 第1項 もしものための情報共有制度の確立

基本事業	事業の概要
緊急情報の共有	防災行政無線の維持管理
緊急時の情報発信	防災行政無線や行政放送（ケーブルテレビ）、メール配信による迅速で的確な情報伝達の仕組みづくり



## 第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち



## 第1節 にぎわいを実感できるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 魅力ある産業として農林業を展開するため、安全でおいしい新鮮な農産物の供給、地域特産品の開発など、産業の活性化によるまちおこしが必要です。
- 産業の活性化による就労の場の創設、それに伴う新たな定住者の受け入れなど新たな活力を生み出していくことが必要です。
- 団塊世代をはじめとする中高年層の UIJ ターン 希望者を、地域活性化の人材を確保するチャンスととらえ、産業活性化に結びつけることが重要になると考えられます。
- 地域経営の視点に立ち、将来の財政基盤確保につながる事業として、米原駅周辺整備に伴う事業やシルク構想、工業団地の整備を推進しています。これらの事業を契機として、さらなる企業誘致を進める必要があります。

UIJターン

Uターン・Jターン・Iターンの頭文字を取ったもの。Uターンとは、都会に出た後、出身地に戻ることを、Jターンとは、都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることを、Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

シルク構想

滋賀統合物流センター(Shiga Integrated Logistics Center)の頭文字「S・I・L・C」をシルクと読み、鉄道・道路などの交通網が充実している米原の特性を活かし、地域の活性化を図る計画。

### 2. めざす姿

- 都市部からの移住者により地域が活性化されています。
- 農林水産業の担い手が増えています。
- 米原駅周辺整備事業、シルク構想、国道8号バイパスの開通により、新たなにぎわいが生まれています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 住みやすい住空間を提供する

基本事業	事業の概要
新たな定住者の確保	空き家情報のシステム化や移住・交流システムなど空き家を活用した制度の構築の検討
建築しやすい環境支援	優良宅地の認定 木造住宅の耐震診断の支援と耐震改修の促進
公営住宅等の整備	公営・改良住宅の適正な維持管理、譲渡の検討

## 基本計画

### 第2項 地域を産業で活性化する

基本事業	事業の概要
農業の振興支援	米原市水田農業ビジョンに基づく経営安定対策の推進 安心・安全の環境保全型農業 推進による地産地消の促進 水稲以外の施設野菜の振興と畑作物の推進 農業体験等のグリーンツーリズム の推進 農業経営の安定化のための経営体の育成支援
林業の振興支援	米原市森林整備計画に基づく健全な森林育成 琵琶湖森林づくり県民税を活用した森林づくりの推進 林業従事者の労働力の確保
水産業の振興支援	観光施策との連携および漁業特産品の振興 ブルーツーリズム など活性化事業の支援
畜産業の振興支援	耕種農家と畜産農家が連携した耕畜連携事業の支援
商工業の振興支援	商工会運営の支援 小口簡易資金貸付制度の活用

### 第3項 働きやすい環境を整備する

基本事業	事業の概要
勤労青少年への支援	働く青少年の福祉の増進に必要と認められる事業の推進

### 第4項 まちの体力をアップする

基本事業	事業の概要
シルク構想の推進	米原南工業団地の造成 滋賀統合物流センター（SILC）などの誘致 鉄道と道路の複合一貫輸送を実現する貨物ターミナル駅（JR 貨物）の整備促進 新たな工業団地の整備に向けた取り組み
広域幹線道路等の活用	道路沿線における適正な土地利用とポテンシャルを生かした土地利用転換の促進
経済基盤の強化	工場等の立地に対する奨励制度の活用 企業で働く人々の定住促進

#### 環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法。

#### グリーンツーリズム

都市生活者などが余暇を利用して農村に滞在し、農村・農林業の体験などを通して農村への理解を深める活動のこと。

#### ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。



## 第2節 琵琶湖東部の核となるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 都市づくりの指針となる米原市都市計画マスタープランにもとづき、計画的な都市づくりを進める必要があります。
- 市内に2つの都市計画区域が存在し、市としての一体的な都市づくりを妨げているため、今後の区域のあり方を視野に入れながら、無秩序な開発の防止、計画的な土地利用を進めて行く必要があります。
- 滋賀県の玄関口としてふさわしいまちとなるため、米原駅を中心に都市整備を進める必要があります。

### 2. めざす姿

- 都市計画マスタープランによる計画的な土地利用が図られています。
- 米原駅の整備により鉄道利用の利便性が向上し、鉄道利用者が増えています。
- 地域の特徴を活かした駅が整備されています。

### 3. 単位施策

#### 第1項 計画的な都市づくり

基本事業	事業の概要
都市計画マスタープランの策定	都市計画マスタープランの策定と計画の進行管理
計画的な土地利用の推進	開発に対する適切な行政指導、規制誘導の実施
都市計画区域の検討	都市計画区域の検討

#### 第2項 まちの核づくり

基本事業	事業の概要
米原駅周辺の基盤整備促進	米原駅東部土地区画整理事業の推進 交通立地条件を活かした中核的な商業・業務施設や広域交流施設の導入、文化・研究・業務施設の集積 米原駅周辺既存住居の環境改善や宅地造成による定住を促進。
米原駅東西自由通路および駅前広場整備の促進	米原駅東西を結ぶ自由通路の整備 交通結節点機能を高め都市活動を支える駅前広場の整備
坂田駅周辺整備の促進	土地利用の高度化の促進 計画的な都市化の推進
近江長岡駅周辺の基盤整備	観光来訪者や生活の核としての機能を活かした整備方針の検討
サテライトエリア（山東・伊吹地域）の都市機能の充実	都市機能の充実の促進
鉄道利用者の利便性の向上	ひかり号・のぞみ号の停車要請

## 第3節 訪れる人に感動を与えるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 観光資源の活用を含めた空間的・人的ネットワークづくりが必要になっています。
- 米原市の豊富な地域観光資源を市外や県外へ発信し、観光客の誘致を積極的に行っていく必要があります。
- 市内の観光地をめぐる公共交通網の整備や滞在型観光客のための施設誘致、ホスピタリティーの向上など、民間と一緒に米原市の素晴らしさをアピールする必要があります。

ホスピタリティー  
客や旅行者に対するもてなしの心。

### 2. めざす姿

- 「わがまち」を誇りを持って紹介できる観光ガイドが増えています。
- 地域が誇る観光資源が訪れる人に感動を与えています。
- 個性あるおもてなしの心が広がります。

### 3. 単位施策

#### 第1項 にぎわいで潤うまち

基本事業	事業の概要
地域資源を活かした観光戦略	米原市の魅力を満喫できる観光振興の推進 観光ガイドの育成など来訪者と市民が交流を育む観光振興の推進
広域観光施策の充実	彦根・長浜を含めた広域的な観光ルートづくりの促進 県外への情報発信や都市部での観光物産展など地域のイメージアップ施策の推進
観光拠点づくりとネットワークの構築	観光モデルルートの確立 米原駅の観光拠点化とネットワーク化の推進

## 第4節 誰もが憧れるまちをつくる

### 1. 現況と課題

- 今後本格化する地域間競争を勝ち抜くためには、地域を印象づける地域ブランドの確立が求められます。
- 米原にしかない特色ある特産品や観光資源のブランド化を図り、米原市の魅力を伝えていく必要があります。
- 誰もがうらやむブランドの開発・米原ならではのブランドで観光客を積極的に誘致する必要があります。
- 米原市の自然・歴史・社会的特性を踏まえた地域色を打ち出し、それに合わせた都市形成を進める必要があります。

### 2. めざす姿

- 市民の誇りである地域資源が、多くの人に知られています。
- 米原市に対する都市イメージが変わります。
- 地域資源の活用により地域が活性化しています。

### 3. 単位施策

アンテナショップ  
商品やサービスに対する消費者の反応や評価・動向などを調査するために企業・行政などが開設する店舗。

#### 第1項 地域資源のブランド化

基本事業	事業の概要
薬草のブランド化	伊吹山の薬草の商品化 薬草原料生産としての農地利用
農林水産物のブランド化	付加価値の高い売れる農林水産物の開発促進 市内の直売施設や観光施設アンテナショップ 活用による情報発信 インターネットやホームページ等による PR 促進
観光資源のブランド化	エコ・ツーリズムを通じた観光の振興 総合的な施策による魅力ある観光地づくりの推進 広域市町、県、民間との連携による観光ルートや観光商品の開発、情報発信の推進

#### 第2項 都市のブランド化

基本事業	事業の概要
シンボルエリア(米原駅東口周辺地区)の形成	広域交通の結節点として必要な駅前空間づくり 市民や駅利用者の利便性を高める都市機能の導入・集積の促進 市の都市核としてのシンボルエリアの形成
米原駅東口周辺都市づくり	市民、地域、事業者等および行政との協働による米原駅東口まちづくりビジョンの実現



政策実現のための都市経営



## 政策実現のためのその1. 市民主権による都市経営

(協働のまちづくり推進)

### 米原市自治基本条例(抜粋)

(市民主権)

第3条 住民は米原市の主権者であり、市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。

2 市民はまちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。

(役割分担および協働)

第4条 市民、事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

市民と行政が目指すべきまちの姿(将来像)を共有し、協働と役割分担で将来像を実現していきます。

#### (1) 参加と協働がしやすい仕組みをつくります

役割分担と協働の具現化

市政への市民参加

#### (2) 強い地域コミュニティを醸成します

新たな自治の検討

市民自治の底力をアップする

#### (3) 多様な主体とともにまちをつくります

市民参加の促進

事業者等の参加、参画

団体等の参加、参画

## 政策実現のためのその2. 顔の見える都市経営

(情報の共有)

### 米原市自治基本条例(抜粋)

第7条 まちづくりに関する情報は、米原市の公共的財産であり、市民、事業者等および市において共有されることを原則とする。

#### (1) 情報を共有する仕組みづくりと実践を行います

CATV(行政放送)の活用

わかりやすい広報づくり

地域情報化計画の策定

#### (2) 情報交流を進めます

CATV網(情報通信網)を活用した情報基盤の整備

市民と市民をつなぐ情報交流

#### (3) 個人情報を保護します

個人情報保護

セキュリティポリシー

セキュリティポリシー  
企業や組織におけるコンピューター  
のセキュリティに関する方針や行動指  
針・ルールのこと。



## 政策実現のためのその3. 次代に引き継ぐための都市経営

(行財政改革の推進)

## 米原市自治基本条例(抜粋)

## 第6章 市の責務

(まちづくりの姿勢)

第18条 市は、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりの推進にあたり、自立した都市経営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

最小の経費で最大の効果をあげる行財政改革は、合併時における市民の大きな期待でありました。この期待に応えるため、第1次米原市行財政改革大綱を作成し改革を押し進めてきましたが、今後は、この行財政改革大綱を着実に推進するとともに、更なる改革に向けて行動を続けます。

## (1) 行財政改革を着実に進めます

成果重視の新しい行政経営  
部局別マネジメント  
民間活力の導入  
信頼される市役所づくり

マネジメント  
組織や団体などの運営・経営管理。

## (2) 適正な人員で効率的な市役所組織をつくります

職員研修の強化  
人事評価システムの導入  
効率的な市役所組織  
危機管理体制

## (3) 健全な財政運営を行います

健全な財政運営の堅持  
市民にわかりやすい財政状況の公表(まいばら予算や財政計画の公表)  
発生主義会計の導入  
入札制度の透明化  
市有財産の適正管理

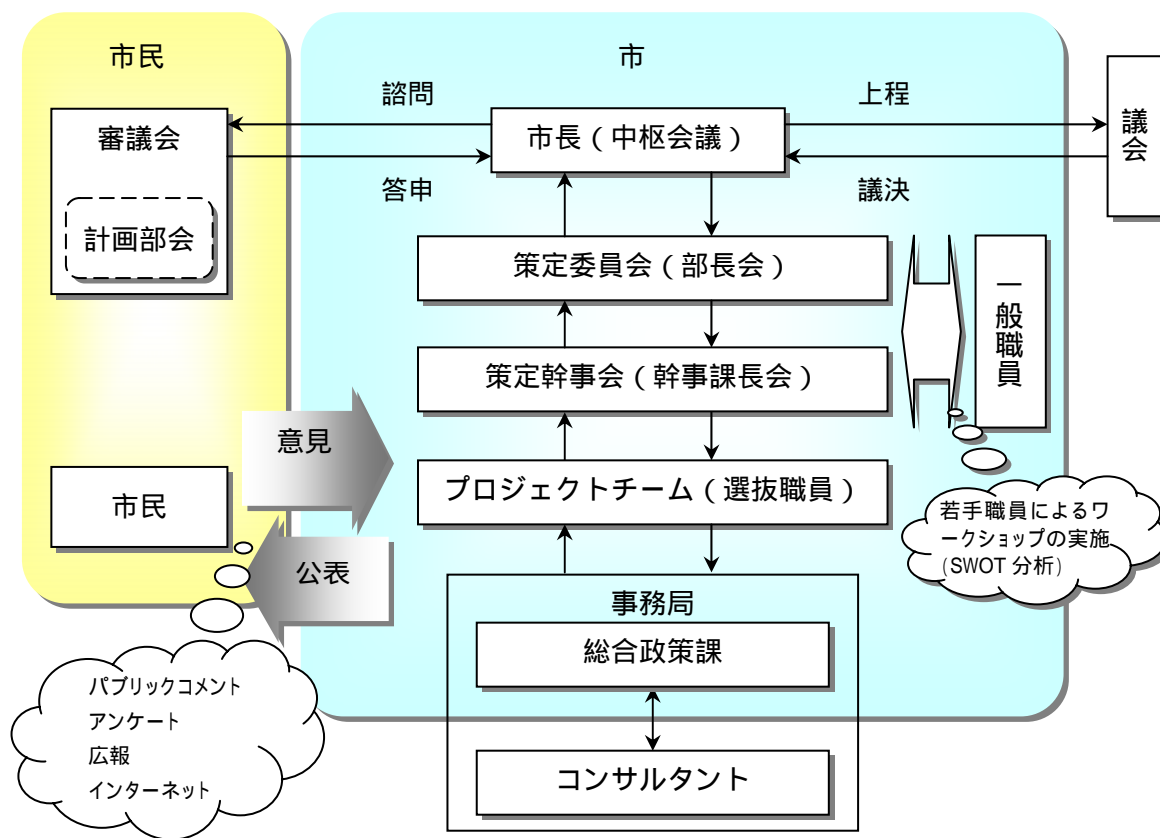
発生主義会計  
費用・収益の認識を現金収支という事実にとらわれることなく、合理的な期間帰属を通じて期間業績を反映させる損益計算の方式。

納税意識の向上と収納率の向上  
自主財源の確保  
人件費の抑制  
補助金の見直し  
広域行政の推進

資料編



# 米原市総合計画策定体制



## 総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名		性別	選出団体等
1号	舟場 正富	会長	男	学識経験者(神戸流通科学大学)
	花田 真理子		女	学識経験者(大阪産業大学)
	斎藤 真緒		女	学識経験者(立命館大学)
2号	北村 欣見子		女	公募委員
	宮部 義徳		男	公募委員
	大長 弥宗治		男	公募委員
	藤居 貞夫		男	公募委員
	鏑田 進		男	公募委員
	山本 孝雄		男	公募委員
3号	大澤 勉		男	市議会代表
	磯崎 清		男	市議会代表
	市川 照峯		男	市議会代表
	三山 元暎		男	米原市区長会
	澤 章二		男	商工会代表
	今中 力松		男	商工会企業部会
	島崎 一男		男	米原市体育協会
	矢野 幸雄		男	米原市文化協会
	堀江 一三		男	米原市観光協会
	藤居 正		男	米原市社会福祉協議会
	長野 峯子		女	米原市民生委員児童委員協議会連合会
	澤井 明美	副会長	女	米原市地域女性の会
	濱川めぐみ		女	NPO 法人 FIELD
	岡田 敏子		女	音楽 DE まちづくり協会
	谷口 かず子		女	金太郎まくわ加工組合
	寺村 和美		男	NPO 法人やまんばの会
松居 孝子		女	米原市健康推進員会	
河居 郁夫		男	米原市 PTA 連絡協議会	
藤田 秀子		女	(有)旬彩	

【任期:平成18年6月1日~諮問の答申まで】

## 諮問・答申

米総政 第 112 号  
平成18年(2006年)6月1日

米原市総合計画審議会会長 様

米原市長 平 尾 道 雄

米原市総合計画について（諮問）

合併に伴って誕生した米原市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、合併時に作成された「新市まちづくり計画」に掲げるまちの将来像や理念を踏まえた、米原市総合計画案を策定したいので、米原市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項についてご審議のうえ、適切なお答申をいただきますよう諮問します。

記

米原市総合計画基本構想（案）

平成19年5月27日

米原市長 平尾道雄 様

米原市総合計画審議会  
会長 舟場正富

### 米原市総合計画基本構想について（答申）

平成18年6月1日付け米総政第112号にて諮問のあった、米原市総合計画基本構想（案）について、次のとおり答申します。

#### 答 申

私たち米原市総合計画審議会は、個性豊かなまちづくりに取り組んできた4つの町が一つになり、新しく誕生した米原市の第一歩を踏み出すため、市民・地域・事業者等と市がともに協働のまちづくりを推進するための指針となる「米原市総合計画基本構想」について議論を重ねてきました。

昨年施行された「米原市自治基本条例」に掲げる“市民主権”、“役割分担および協働”、“持続的発展”、“多様性の尊重”、“情報の共有”、という5つの原則を踏まえた選択と集中による計画となるよう、部会に分かれて米原市の強み、弱みを分析し、強みを活かして攻めること、弱みを改善することを導き出しました。

その結果から、新市まちづくり計画の基本理念とまちの将来像を引き継ぎつつ、将来像実現のために、役割分担と協働・都市経営の考え方により、重点戦略の推進によるまちの体力アップを図り、経済の活性化につなげるとともに、市民生活のサービス水準が向上し、人口増加や企業進出につながる経営を推進しながら、市民生活を重視する視点に立った政策体系を提案いたします。

これは、市民・地域・事業者等と市がそれぞれの役割分担と協働によるまちづくり、行政は政策を実現するための都市経営をしていこうという先進的な試みであり、この計画が米原市のまちづくりに関わるみなさんに活用され、新しいまちづくりの指針となることを切に念じてやみません。

ここに、基本構想に掲げる下記の政策の柱および都市経営の展開方策、審議過程において合意された施策をあわせ、答申します。

#### 記

##### 1. 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

米原市民が、誇りといきがいと笑顔を持ち続け、精神的な豊かさを実感できるまちをつくります。

##### 2. 市民の絆で築く心と体の健康なまち



米原市民が、日々の生活を健やかに安心して暮らすことができ、やすらぎを実感できるまちをつくります。

### 3. 田舎都市が魅せるいやしのまち

米原市民が、市民の財産である水と緑を誇りに思い、大切に残して、訪れる人を魅了する、いやしを実感できるまちをつくります。

### 4. 災害に強く生活が便利なほっとするまち

米原市民が、安全かつ快適に日常生活を送ることができる、ほっとするまちをつくります。

### 5. 地の利を活かしたにぎわいのまち

米原市民が、産業および地域経済の振興により、にぎわいを実感するまちをつくります。

## 政策実現のためのその1 市民主権による都市経営（協働のまちづくりの推進）

市民、地域、事業者等および市が目指すべきまちの姿（将来像）を共有し、協働と役割分担で将来像を実現していきます。

## 政策実現のためのその2 顔の見える都市経営（情報の共有）

市民の知る権利を尊重し、より良いまちづくりの判断ができるように、市民、地域、事業者等および市による情報の共有を図ります。

## 政策実現のためのその3 次代に引き継ぐための都市経営（行財政改革の推進）

最も効率的な行政経営を行うには、職員の意識改革と不断の努力が必要であり、積極的に行財政改革を進め、事務の効率化、財政基盤の確立を図り、市民、地域、事業者等および市による協働のまちづくりを進めていきます。

## 米原市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 221 号

### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定に基づく米原市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定または改訂について調査および審議するため、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (審議事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に関する事項についての調査に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民代表者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了し、その結果を市長に答申するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第 5 条 審議会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特に必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 米原市総合計画審議会公開要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは会議を公開しないことができる。

(1) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)第7条各号に掲げる情報に関し審議をする場合

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

3 会長は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を示さなければならない。

### (公開の方法等)

第3条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会の会長は、審議会を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

### (会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

### (傍聴人の発言)

第5条 会長は、傍聴人から発言を求めることができるものとする。ただし、傍聴人は、紛糾したり、審議会の進行を妨害するような発言をすることはできない。

2 前項ただし書の規定に従わない発言者および会長の指示に従わないで審議会の進行を妨害する者に対して、会長は、審議会の会場から退場を命ずることができるものとする。

### (傍聴の定員)

第6条 傍聴の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第7条 傍聴の手続その他傍聴については、米原市総合計画審議会傍聴要領に定めるとおりとする。

(資料の閲覧)

第8条 審議会の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 審議会の会議録は、速やかに作成するものとする。

2 公開された審議会の会議録は、閲覧に供するものとする。

3 会議の概要や意見等は、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

## 策定の経緯

年	開催日	開催会議	協議・審議事項
H18	6月1日	第1回総合計画審議会、 計画部会	諮問、総合計画策定方針について
	6月20日	計画部会（生きがい安心 部会）	各委員提案、事務局提案（アンケート、SWOT分 析）
	6月23日	計画部会（安全活力部会）	各委員提案、事務局提案（アンケート、SWOT分 析）
	6月28日	計画部会（快適協働部会）	各委員提案、事務局提案（アンケート、SWOT分 析）
	8月10日	第2回総合計画審議会	計画部会報告、重点戦略について
	8月29日	計画部会長会議	部会進行調整
	10月25日	計画部会（安全活力部会）	SWOT分析審議、報告（アンケート、分析結果）
	11月22日	計画部会（快適協働部会）	SWOT分析審議、報告（アンケート、分析結果）
	11月27日	計画部会（安全活力部会）	基本構想素案づくり
	11月29日	計画部会（生きがい安心 部会）	SWOT分析審議、報告（アンケート、分析結果）
	12月7日	計画部会（生きがい安心 部会）	基本構想素案づくり
	12月8日	計画部会（快適協働部会）	基本構想素案づくり
	12月8日	計画部会（安全活力部会）	基本構想素案づくり
	12月21日	計画部会（生きがい安心 部会）	基本構想素案づくり
H19	2月21日	第3回総合計画審議会	計画部会報告、基本構想（素案）につい て、絵画審査
	5月25日	第4回総合計画審議会	答申（案）審議

## 総合計画フォーラム

### 第1回 『みんなで育む新しいまち・米原』

日 時 平成18年6月25日 午後2時から午後4時

場 所 ルッチプラザ ベルホール310

基調講演「市民がつくる総合計画 - グローバルな視点から - 」

講 師 ふなば まさとみ  
舟場 正富

(広島大学名誉教授・米原市総合計画審議会会長)

パネルディスカッション 「みんなで育む新しいまち・米原」

コーディネーター

はなだ まりこ  
花田 真理子

(大阪産業大学大学院人間環境学研究科助教授)

パネラー

たけばやし しげお  
武林 繁夫 (株式会社童夢 専務取締役)

さいとう まお  
斎藤 真緒 (立命館大学産業社会学部助教授、思春期保健相談士)

きたむら きみこ  
北村 欣見子 (米原市総合計画審議会委員)

ひらお みちお  
平尾 道雄 (米原市長)

まちづくりへの提言 会場参加者との意見交換



第2回『豊かな自治の実現にむけて～米原市の将来像実現のために～』

日 時 平成19年5月20日 午前10時から正午

場 所 ルッチプラザ ベルホール310

総合計画審議会からの報告「総合計画基本構想の策定経過」

パネルディスカッション「みんなで育む新しいまち・米原」

コーディネーター

花田 真理子

(米原市総合計画審議会委員 快適・協働部会部会長)

大阪産業大学大学院人間環境学研究科准教授

パネラー

堀江 一三

(米原市総合計画審議会委員 生きがい・安心部会員)

米原市観光協会会長

宮部 義徳

(米原市総合計画審議会委員 安全・活力部会部会長)

公募委員

濱川 めぐみ

(米原市総合計画審議会委員 快適・協働部会員)

NPO法人FIELD代表

谷口 隆一

(米原市総合計画職員プロジェクトチームリーダー)

米原市役所 経済環境部 農林振興課長

まちづくりへの提言 会場参加者との意見交換





## 市民アンケート

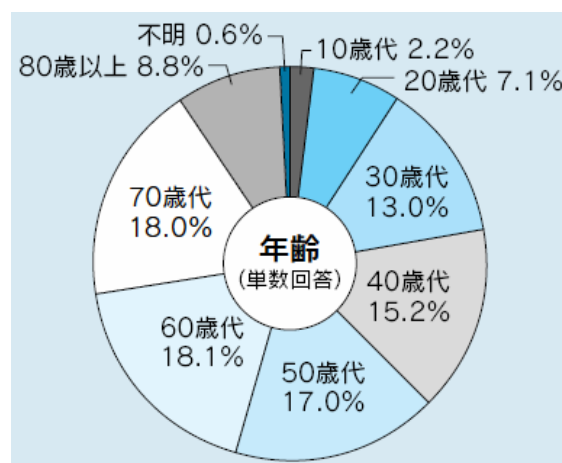
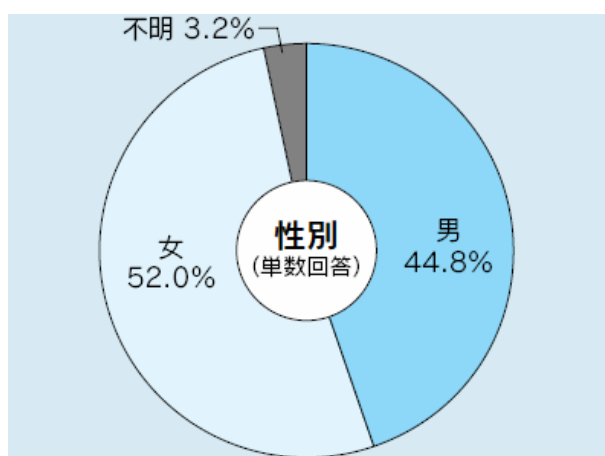
## アンケート調査の概要

調査対象：米原市在住の18歳以上の4,200人

調査期間：平成18年9月1日～9月25日

調査方法：郵送配布、郵送回収

回収状況：有効回収票数 1,883票 回収率45%



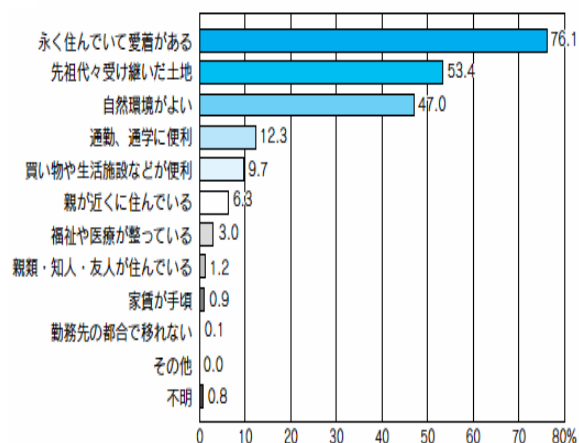
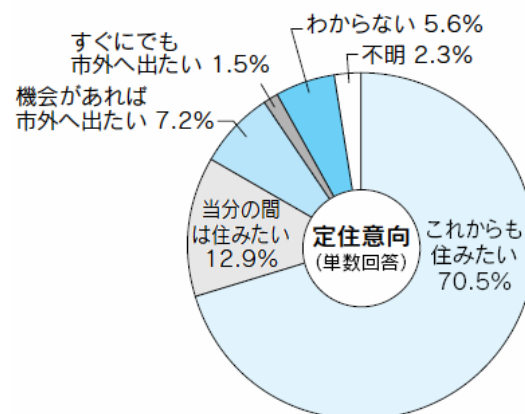
問：これからも米原市に住みたいと思いますか。  
～定住意向について～

7割が住み続けたい。2割の若者に転出意向が…。

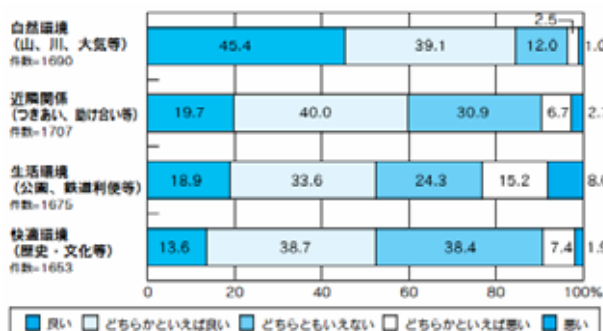
定住意向を問う質問では、約7割の人がこれからも米原市に住み続けたいと回答しています。しかし、年齢別にみると20歳以下の2割を超える若者に転出意向が、また、伊吹・米原地域では定住意向の割合が山東・近江の地域に比べて若干低く、今後、定住意向を高める取り組みが求められます。

## 住み続けたい理由について

「長く住んでいて愛着がある」が最も多く、以下「先祖代々受け継いだ土地」「自然環境がよい」などの理由が続いています。



問:米原市のさまざまな環境をどのように評価されますか。～環境についての市民評価～



自然環境、近隣関係、生活環境、快適環境のいずれも過半数の人がよいと評価

一番評価が高かったのは自然環境（山や川、大気等）で、84.5%の人が「良い」、「どちらかといえは良い」と回答しています。また、近隣関係（近所つきあい、人情、助け合い等）については59.7%、生活環境（公園、緑地、鉄道等の利便性）については52.5%、快適環境（歴史・文化、まち並・景観等）については52.3%の人が良いと回答しており、いずれの環境についても過半数の人が良いと評価しています。

20～40歳代は生活環境（公園、緑地、鉄道等の利便性）の評価が低い

しかし、「悪い」、「どちらかといえば悪い」という評価について着目すると、年齢ごとに回答差を生じています。なかでも、生活環境（公園、緑地、鉄道等の利便性）については、20～40歳代で2割近くの人が良くないという評価をしています。



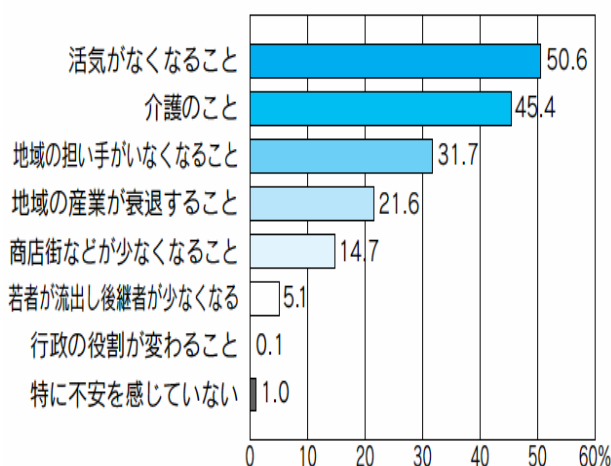
問:高齢社会を迎えていることを考え、老後に不安を感じるとしたら、それはどのようなことですか。～少子高齢化に関する不安について～

老後の不安は健康や生活費

米原市の今年1月1日現在の高齢化率は23.3%。市民の高齢社会における老後の不安については、「健康のこと」が突出しており、以下「生活費のこと」「仕事ができなくなること」「世話をしてもらう人のこと」「年金のこと」と続いています。

人口減少の不安は、「活気の低下」、「介護問題」、「地域の担い手問題」

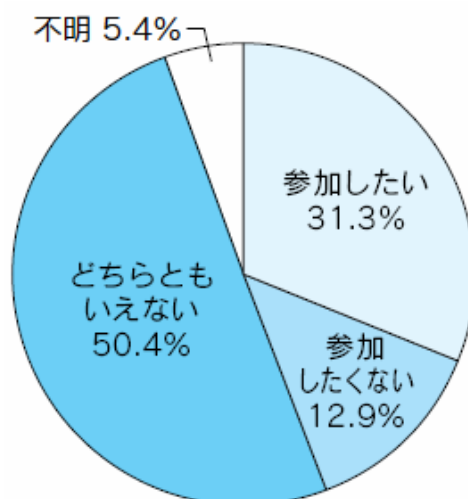
人口減少の時代に入り、これに対する市民の不安についての問いには、「活気がなくなること」の回答が最も多く、以下「介護のこと」「地域の担い手がなくなること」「地域の産業が衰退すること」と続いています。



問: まちづくりを進めていくために、市役所だけではなく、市民のみなさんや企業が様々な活動を行っています。あなたは、こうした活動について、参加の機会があれば積極的に参加したいと思いますか。～まちづくりへの参加について～

全体の約3割がまちづくりに参加したい

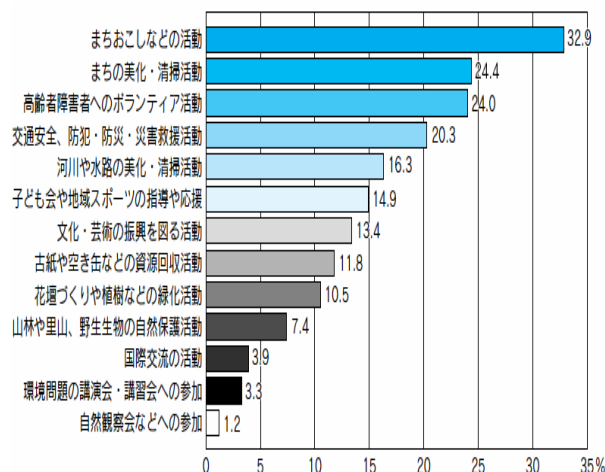
全体の約3割の人がまちづくりに参加したいと回答しています。年齢別にみると50～60歳代の参加意向が高く、60歳代では、4割を超える人が参加の意向があると回答しています。



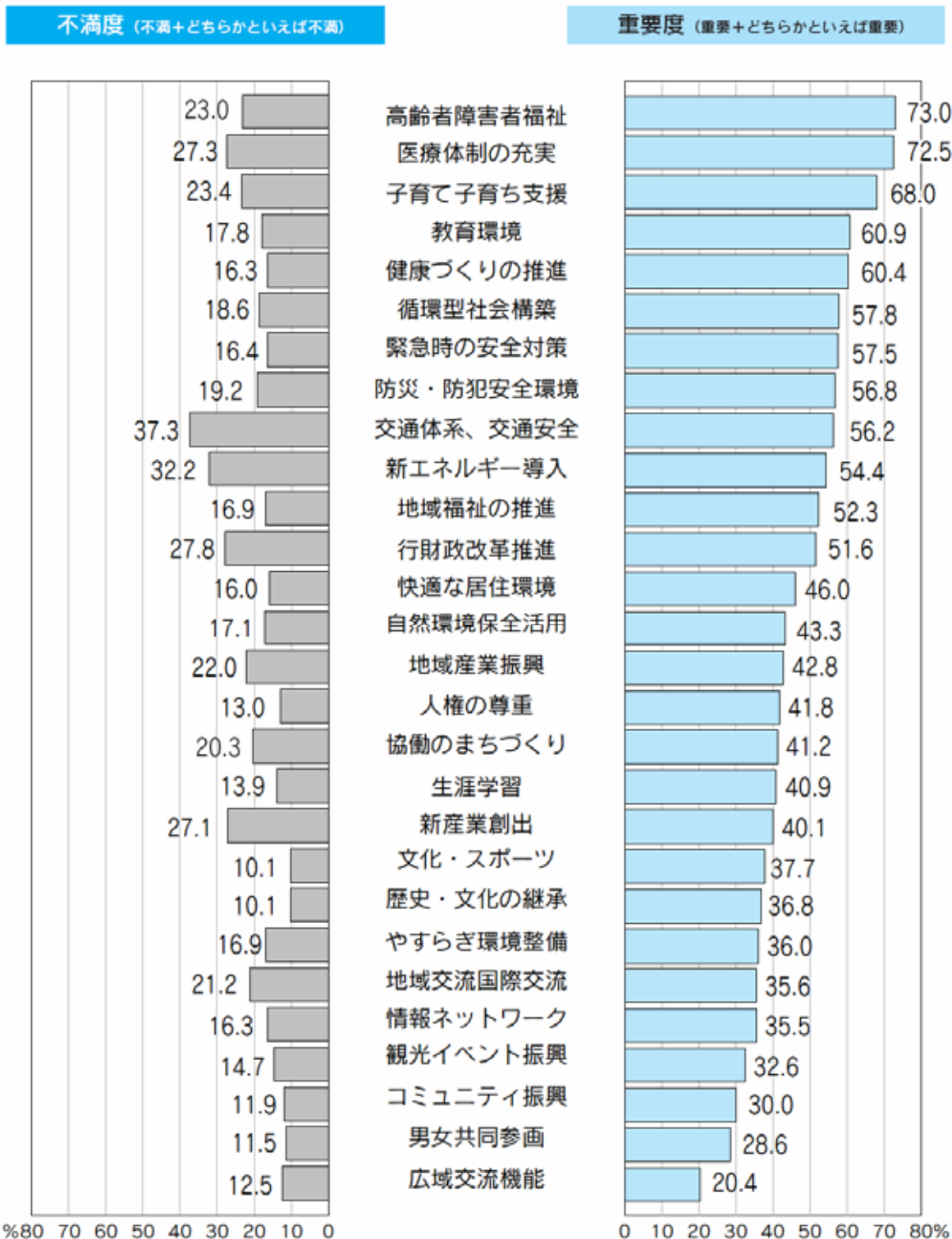
参加したいまちづくりの内容について

まちづくりに参加したいと答えた人の多くが、「まちおこしなどの活動」を選んでいきます。続いて「まちの美化・清掃活動」「高齢者・障害者へのボランティア活動」「交通安全、防犯・防災、災害救援活動」に人気が集まっています。

また、年齢別にみると20～60歳代のいずれの年齢層についても「まちおこしなどの活動」が1位となっており、以下20～40歳代では、「高齢者、障害者へのボランティア活動」「子ども会や地域スポーツの指導や応援」「交通安全、防犯・防災・災害救援活動」へ、50～60歳代では「高齢者、障害者へのボランティア活動」「まちの美化・清掃活動」への参加意向を示しています。



問：次のそれぞれの施策について、現状をどのように評価し、今後取り組むことがどのくらい重要だとお考えですか。あなたのお考えに一番近い評価をしてください。～各施策の満足度と今後の重要度について～



市民が感じている不満な施策は「交通体系、交通安全」

施策全体における「不満」、「どちらかといえば不満」として、「交通体系、交通安全」施策の不満度が最も高く、以下「新エネルギー導入」「行財政改革の推進」「医療体制の充実」「新産業の創出」「子育て子育て支援」と続いています。

不満な施策を年齢別にみると、いずれの年齢についても「交通体系、交通安全」への不満度が高くなっています。20～40歳代では50%弱が不満と答えています。

不満な施策の2位以降については、年齢ごとに回答に差があります。20、30歳代では「新エネルギー導入」「医療体制の充実」「子育て子育て支援」を、50～70歳代では「新エネルギー導入」「行財政改革の推進」「新産業の創出」を挙げています。

市民が求める重要な施策は「高齢者福祉、障害者福祉」

市民が求める「重要」、「どちらかといえば重要」な施策としては、「高齢者福祉、障害者福祉」施策が最も高く、以下「医療体制の充実」「子育て子育て支援」「教育環境」といった施策が続いています。

施策の重要度を年齢別にみても、全ての年齢で「高齢者福祉、障害者福祉」「医療体制の充実」が1位または2位となっています。また、20歳以下の74.3%、30歳代の83.7%が「子育て子育て支援」施策が重要と答えています。